

## 令和元年第4回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第2日目)

令和元年12月11日(水曜日)

午前9時30分開議

第19 一般質問

○出席議員（10名）

1番 須河 徹 君	2番 泉 愉 美 君
3番 工藤 弘 喜 君	4番 谷 口 武 彦 君
5番 河 端 芳 惠 君	6番 西 森 信 夫 君
7番 山 田 日出夫 君	8番 余 湖 龍 三 君
9番 仁 木 義 人 君	10番 西 山 由美子 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町 長	菊 池 一 春 君
副 町 長	森 谷 清 和 君
総 務 課 長	伊 田 彰 君
企 画 財 政 課 長	篠 田 康 行 君
町 民 課 長	元 谷 隆 人 君
福 祉 保 健 課 長	谷 方 幸 子 君
福 祉 保 健 課 業 務 監	今 田 朝 幸 君
農 林 商 工 課 長・農 業 委 員 会 事 務 局 長	遠 藤 琢 磨 君
農 林 商 工 課 業 務 監	大 里 孝 生 君
建 設 課 長	渡 辺 克 人 君
上 下 水 道 課 長	原 口 周 司 君
元 気 な ま ち づ くり 推 進 室 長	坂 井 毅 史 君
会 計 管 理 者	山 内 啓 伸 君
教 育 委 員 会 教 育 長	林 秀 貴 君
管 理 課 長	森 谷 勇 君
子 ども 未 来 課 長	山 本 正 徳 君
社 会 教 育 課 長	高 橋 治 君
図 書 館 長	山 田 洋 通 君
農 業 委 員 会 会 長	坂 本 稔 君
監 査 委 員	平 塚 晴 康 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	八 鍬 光 邦 君
議 会 事 務 局 係 長	吉 村 章 子 君

◎開議の宣告

○議長（須河 徹君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

なお、森下選挙管理委員会委員長から本日から本定例会中、欠席する旨の報告がありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりです。

◎一般質問

○議長（須河 徹君） 日程第19、昨日に引き続き、一般質問を継続いたします。

5番、河端芳恵君の発言を許します。

河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） 通告書に従いまして、災害の対応について、町長に伺います。

今年は、世界規模で大規模な災害があり多くの人命や財産が失われてしまいました。

今まで災害のなかったという地域も地震や風水害に見舞われて「訓子府は大丈夫なのか」と町民の間に不安の声が聞かれました。

年間降水量が700mmほどの訓子府町では考えられないような雨量ですが一番問題なのは時間降水量です。訓子府でも平成23年、28年に1日降水量が78mmを超え被害をもたらしました。

1、本町でも洪水ハザードマップが作られていますが、気象変化に見合った見直しの必要はありませんか。

2、大雨・大風・大雪・地震など、災害の種類や夏季、厳冬期に応じた備蓄品などの整備はどのように考えていますか。

3、以前、町民への災害時の周知方法で「防災無線について」の質問に検討するとのことでしたが、その後の経過はどのようになっていますか。

4、「常呂川、訓子府川に警戒レベル水位計がなく国に要請する」とのことですが、その後の経過はどのようになっていますか。

以上、伺います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「災害の対応について」4点のお尋ねがございましたので、お答えをさせていただきます。

まず1点目に「本町でも洪水ハザードマップが作られていますが、気象変化に見合った見直しの必要」についてのお尋ねがございました。

洪水ハザードマップにつきましては、水防法によりまして、指定河川の管理者に洪水浸水区域の指定と公表を義務付け、洪水浸水区域のある市町村長に洪水浸水区域と避難場所、避難経路等を記載した印刷物の配布などの措置を講じることが定められています。

本町の洪水ハザードマップについては、常呂川洪水浸水区域が公表されたのを受け平成17年に第1版、初版を発行し、平成22年には訓子府川洪水浸水区域の公表に伴い改訂

版を発行したところであり、平成29年には全国的な気象変動などから常呂川洪水浸水区域が改正されたことのほか、地震災害を網羅した「訓子府町防災ガイドマップ」を発行しています。

このような状況から、指定河川の管理者の洪水浸水区域の改正などにあわせた見直しを検討しております。

次に、2点目に「大雨・大風・大雪・地震など災害の種類や夏季・厳冬期に応じた備蓄品などの整備」についてのお尋ねがございました。

災害時の備蓄品につきましては、訓子府町緊急物資等の備蓄ガイドラインを策定し、平成23年度から平成28年度を第1期、平成29年度から令和3年度までを第2期として整備を進めているところであります。

特に冬期間の避難に関する備蓄品につきましては、先日開催した「防災講演会」で日赤北海道看護大学教授の根本先生に講演いただきましたが、北海道の厳冬期の宿泊防災訓練などに参加し、災害応急対策を学ぶとともに、備蓄品の充実に努めてまいります。

次に、3点目に「以前、町民への災害時の周知方法で『防災無線について』の質問に『検討する』とのことでしたがその後の経過」についてのお尋ねがございました。

平成29年第3回定例町議会一般質問の回答の中で触れさせていただいた防災無線につきましては、現在の移動系のアナログ無線が電波法の改正によりデジタル無線への変更が求められており、加えて町民への伝達方法の検討をしているところであります。

町民に同報系無線で自動的に伝達できるシステムでは、同報系無線で消防サイレン塔で放送する設備や戸別受信機を設置する設備があり、また移動系無線システムではデジタル化や既存事業者の設備を活用する案なども検討していますが、初期投資が1億8千万円から2億8千万円程度と多額の費用が必要となります。

大規模災害が全国で頻発する状況の中、これらのシステムの技術開発や低廉化が進んでいることもありますので、これらを見極めながら提案してまいりたいと考えております。

次に、4点目に「『常呂川、訓子府川に警戒レベル水位計がなく、国に要請する』とのことでしたがその後の経過」についてのお尋ねがございました。

1点目で申し上げた本町の指定河川である「常呂川」「訓子府川」の水位計の設置につきましては、河川管理者である開発局、北海道へ積極的に要望するほか、各政党の移動政調会などで要請し、国では平成28年の台風被害を契機に中小河川への設置にも積極的な予算付けがなされました。

そういった中、常呂川では清住、叶橋上流、実郷の3箇所、訓子府川には駒里の中央橋に簡易水位計が整備された状況にあります。

以上、お尋ねのありました4点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） 今、お答えをいただきました。さまざまな災害を踏まえて、防災ガイドラインガイドマップが作られ、これ各家庭に配布されております。私も今回この質問をするに当たり、この内容を見ましたが、かなり検討された内容だと思えました。その中で100年に一度の大雨という想定が12時間の総雨量138mm、12時間総雨量138mmが100年に一度の雨量、災害ということで、それでいろいろなマップ、洪水浸

水マップだとかいろいろなことがありました。その中でやはり気になるのは、このマップを作られて、それでこれまでに家庭に配布の他にこれを元に何らかの対策なり、そういうことがなされてきたのかなって思いますが、いかがですか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） ただいま、29年に発行した防災ガイドマップの内容の部分で対策をしてきたかというご質問かと思えます。基本的には情報を伝えるという部分のもとに住民に配布してございます。小さい防災訓練等々においては、このマップを見ながらやっていただくということと、各防災講演会、今年も実施しましたけども、その中ではマップの予部もございますので、それをお配りして、その内容を再度確認していただいているというような状況でございます。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） 自分たちの住んでいる地域がいろいろな災害によって、どれだけの被害があるのか、それを町民がわかる、自覚する、大切な手段だったと思えます。それでこれ29年3月に作られて配付されておりますが、全戸配布されていると思えますが、やはりそのPRっていうんですか、活用なども折に触れて訓子府はこういう状況です、町民の皆さんのきちんと自分たちの地域がどのような状況なのか把握していただきっていうような声かけも必要なのかなと思えます。毎年9月ですか、防災の日に備えて広報などでも特集を組んでいろんなことがあります、町民に自分たちの町がこういう状況でこういうことを備蓄なりお願いしますということをきちんと伝えていかなきゃいけないと思えますが、その辺について、どのように考えていますか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 防災マップの活用について、再度ご質問いただきました。基本的には現在うちの町では防災の自主組織というか、自治会を中心とした組織の設立を第一に考えてやっておりまして、その組織の中でですね、例えば図上のマップの中で訓練をすとかですね、そういった部分を活用した中で防災マップの活用ができるかなと思っておりますけども、まだその段階までは到達していないということで、今、四つか五つぐらいの町内会で設立しておりますので、そういった意味では講演会の講師の部分の費用とか活動に対する費用も補助金で措置しておりますので、今後そういった部分への対策というかですね、訓練をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） 今年は大型の台風が次々襲来して各地で大規模な被害を与えて、まだ避難所生活されている方もいるような状況ですが、今年、今まで町内で今、年間降水量、1日降雨量、それはどのぐらいが一番最大でしたか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 今ちょっと手元に資料がございませんので、後ほど回答したいと思えます。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） 訓子府は今年は特に大雨がなくて大きな被害もなかったようですが、やはり、いつ何があるかわかりません。それで今、訓子府の状況を伺いました。それで次に備蓄品の関係でお伺いいたします。昨年の胆振東部地震により大規模停電はまだ記

憶に新しいところですが、それを踏まえて、いろいろな備蓄品を検討されたと思いますが、各給水地には自家発電装置があるだとか、いろんな対策がされていると思いますが、一番のライフラインであります水道の確保、水の確保はきちんとされている、どれぐらいの時間が発電機などで対応できるのか、あと役場庁舎にも自家発電装置があつて、何日間か対応できるという話ですが、そのあたりは去年の胆振東部地震を踏まえて、その後何か対策だとか、そういうことはされましたか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） ただいま、去年の胆振東部の俗に言うブラックアウトの関係でご質問いただきました。去年は停電により水源地でいくと、柏丘の水源地ではないんですけど、柏丘の配水池と駒里の水源地で仮設の発電機を設置をして対応をしたという経緯がございます。仮設の大型のポンプを回す発電機につきましては、本町は2台所有してございまして、1台はこども園用ということで所有してございました。で、本年6月の補正予算において、もう1台、37kw、大型の発電機でございますけども、それを設置し、現在、防災倉庫の方に備蓄をしている状況でございます。そういった意味では、停電による給水の部分におきましては、燃料の補給も含めてございますけども、ほぼ100%の給水率を誇るのかなというふうに考えてございます。

その他ですね、去年の被害の状況からいきますと、テレビの中継局の電源がNHK以外がちょっと発電機がなかったということで、バッテリーがなくなった段階で放映されなくなったというか、映らなくなった状況にございまして、今年度それにつきましては、インバータ付きの発電機を1台用意してございます。ただし、時間的には小さい発電機ですので、燃料の補給は町の職員の方が時間を決めて実施していくという形になります。

それと先ほど保留してございました最大日雨量の関係でございます。これはですね、ちょっとここ7年ぐらいのデータでございますけども、柏丘のデータからいきますと、一番多い日雨量でいきますと平成23年に78.2mm、28年に、これ議員のご質問にもありましたけど78mmというデータが残されております。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） やはり一番の水、電気ということで、去年のブラックアウトを機に、またいろいろ考えられているということなので、とても安心いたしました。あと備品、避難所に指定されているところなどには備蓄品などはまだ整備はされていないのでしょうか。いろんな水害とか地震とか、いろんな災害によって避難所が分かれてはいると思うんですが、避難所には備蓄品というのは、どのような状況で、何かあった時にどのような形でそこに搬入するというか、そういう手順などはどのようになっていますか。また特に子どもや高齢者、女性に配慮したような備蓄品などは考えられていますか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） ただいま、指定避難所における備品の備蓄状況についてということと、その備蓄の搬入の手順、それと子ども、高齢者、女性に配慮しているかというご質問をいただきました。

本町におきましては、28年に防災倉庫を建設いたしまして、基本的には1か所に備蓄品を集めて管理をしているという状況でございます。そういった意味では災害対策本部ができますと、避難所の設置に入りますので、その担当になる職員が地域の方と連携してそ

ういった備蓄品、不足する備蓄品を搬入するというのが第一的な部分の手順になろうかというふうに思います。

それと子ども、高齢者、女性に配慮したというところでございます。そういった意味では基本となる部分のものを備蓄してございます。例えば小児用のおむつでいくと238枚、大人用のおむつでいくと182枚、組み立て式トイレ5基、現在でいくとその部分がやや配慮した部分になろうかなというふうに思いますけども、これ先日の防災講演会でも出されましたけども、先生の方から言われましたけども、非常にトイレの部分の女性が特に、高齢者の方もそうなんですけども、トイレを我慢することによって、水分をとらなくなるというようなお話もありまして、トイレの備蓄というか、要するにトイレの設備の備蓄というのは大切なと思ひまして、今後そういった意味では、そういった備蓄も含めてですね、検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） 先日、防災講演会があって日赤看護大の根本先生は何回か町に講演に来てくださったり、いろんな助言なんかもされていらっしゃるのでありがたいことだになって思います。たまたまその日ちょっと出れなかったものですから、ぜひ聞きたかったんですけど、そういう中でもこういうことは必要ですということで、いろいろなアドバイスをいただいて、それに従って備蓄をされているということなので、まず安心いたしました。

また、いろいろな災害によって、備蓄品というのは変わると思ひますし、また厳冬期と夏季で、夏の暑い時で変わると思ひますが、そういうことも十分踏まえてさらに進めていただきたいと思ひます。

特に緊急時の防災無線のことですが、以前もお伺いしました時、同じようなことで「金額的にかなり高額な投資が必要なので」ということでお答えがありました。また、今、お答えの中で、消防サイレンの等の中で、以前でしたら、火事の時、どこどこですよっていうサイレンに続いて放送がありました。それは放送され、住宅の被害地を放送しなくなったというのは、きっとプライバシーとかいろんなことでだと思ひますが、あの施設で例えば洪水警報が出ましたとか、サイレンに伴い、そういうような放送、声かけというのは今の状態ではできるのでしょうか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） ただいま、消防サイレンの利用の方法ということでございます。消防サイレン、本町では5か所ございまして、今、議員が言われるところの特定した放送については、サイレン塔の下、ですから、警報が出ましたっていうのは、消防支署ですすぐ可能ですけども、他のサイレン塔については、その下までいって、ボックスから開けて放送するというような設備になってございます。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） あれですよ、大雨の時でサイレンがなったら常呂川が危ないのか、どこが危ないのかっていうようなことで、本当に雨がひどい時でしたら、放送も聞こえないとは思ひますが、やはりサイレンというのは、緊急事態発生っていうことで注意を促すのにはいいのかなって思ひますし、またできる支署のところだけでしたらできるということですけども、何かあった時、せめてそこだけでも、これは誰がどういうふうにする

のか、いろんな手順もあると思いますが、そういうようなことも考えていってほしいなと思います。

また今、Jアラート何かでメール登録されてる方もありますし、私もしておりますが、町から緊急時にそういう情報が届くようになっていますが、今、何件ぐらいの登録件数がありますか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 今、Jアラートというか、防災のメールのシステムの登録数ということで、現在は281件の登録がございます。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） 時々、町からテストメールですってことでメールが来ることがありますが、そのメールの中で避難情報とか、そういうことは町独自で出せるってことですね、そういうことはどのような手順というか、町独自でできるようなことはどれぐらいの範囲内で行えますか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 今、うちの町で設備している防災メールの、町独自の部分の情報発信ということでございます。基本的にはJアラートが、気象情報が全部Jアラートの部分で入られますので、そういった意味では、現段階では特定した地域に情報を流す等々の部分というのは、何て言うんですかね、手順も制度も含めてございませんので、今のところはないですけども、そういった意味では、その方々に訓子府町だけこういう状況ですというのは流すことは可能な状況のシステムです。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） 私ちょっとこのメールにちょっとこだわったというのは、2011年の3月11の時、身内が被災しまして、連絡が電話が繋がらなかったんですけど、ショートメールだけはどうか繋がって、無事を確認できたってということなので、こういう伝達方法というのはとても有効だと思いましたので、あえて伺いました。

町内の水位計のことで伺います。

今まで1級河川である常呂川に、訓子府川ですか、訓子府町内に水位計がなかったということで、今、お答えの中で清住、叶橋上流、実郷の3か所に簡易水位計が整備されたっておりますが、これは例えば洪水の危険が察知された段階で、避難指示、避難勧告というのは、実施責任者は町長ということになると思うんですが、それを出す判断材料として、今、常呂川の水位がどんな状況かとか、そういうことを把握した中で町長が避難指示なり命令なりを出すような形になるのかなと思いましたが、あえて水位計のことで伺いました。今、水位計が簡易でも設置されたということですが、町長がその状況を見て、避難指示なり、そういうことをどのような判断でどういうふうな伝達をされるのか伺います。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） ただいま、水位計の関係で、避難の避難勧告等々の部分のご質問をいただきました。基本的には平成28年の台風の降雨の時に常呂川においては置戸市街と上常呂市街にしか水位計がございませんでした。で、両水位計ともにですね、避難勧告の水位を超えたということで、間におります訓子府町は当然、上流と下流が避難勧告



を出されたので、町についても避難勧告を出しなさいということは、かなり開発からも報道機関からも言われておりました。しかし、その時点では末広の多目的ホールというか、ゲートボール場の下流側が少し水が上がった状態で、俗に言うというか、高水敷というかこう、水路があつて、その上にこう、パークゴルフ場とかある敷地があるんですけど、そこまでの水は叶橋の上流では上がってなかったということがございまして、それを一つの判断材料にして、避難勧告を出さなかったというのがございます。そういった状況も含めてですね、町長の方から各方面に要請して現在付いているということでございますけども、あくまでそういった状況からいくと、高水敷に水が乗らない限りは水位計は作動しないものです。加えて、その水位計をもって開発建設部というか、常呂川の管理者が避難判断水位等々の部分を発表することはないという、あくまで簡易水位計で、あくまで設置している自治体はその水位を見て判断するというところでございます。そういった意味では氾濫危険水位、これが避難勧告の発令判断の目安とされてございます。避難判断水位、これが少し水位が上がって、避難の準備、高齢者等避難開始の発令判断の目安、その後に危険性の高い水位に達した段階で町長が避難勧告を出すということです。あくまでこれは訓子府町の災害対策本部の設置をもって、本部長が訓子府町長ですので、その指示の下に動くということでございますので、その避難勧告を出した場合については、広報車および各自治会の会長への連絡をして、まずはじめに要支援の避難者を誘導する。当然、消防団の方にもその部分が出ますので、当然避難所も設置した中でやっていくというような状況になるかと思えます。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） きっと境野のところと、それから北見っていっても、北上か上常呂あたりなんですかねあるのは。やはり訓子府も山の方、協成方面からケトナイ川ですか、ポンケトナイ川、いろんな支流が入り込んでおりますし、やはりきちんとした水位の把握っていうのは必要だと思いますし、それで訓子府の水位はそこに行かなきゃ堤防のあたりですか、叶橋のあたり、行かなきゃわからないという、簡易水位計というのがどういふものなのかわからないんですが、一応ある程度危険水域になったらアラームで管理者に知らせるとか、そういうようなことなんでしょうか、あくまでも人がそこに行って、目視で判断するのか、その辺、どのような内容でしょうか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 今、簡易水位計の水位の周知の部分でご質問をいただきました。基本的にはインターネット上で防災水位ということで、訓子府町でいくと、今、常呂川の3か所、それと訓子府川に1か所、それと居武士川に1か所、それと居武士川にもう1か所、5か所が指定されております。それをクリックすると常呂川は高水敷を超えないと観測になりませんので、それを超えた水位は常時パソコンないしスマートフォンがあれば見れるというような状況になります。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） 今、常呂川である一定の水位を超えたら、パソコンなりっておっしゃいましたが、通知メールとか、自動的に危険水域に達しましたとかっていうような、そういうような情報としてくるということですか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） そこは何て言うんですかね、気象警報等々も出てますので、当然、町の防災担当はずっと付きっきりで、そういった部分を警戒してるということですので、議員が言われるような、赤いランプが付くとか、一方的に町に対してメールが来るとか、そういったことはないシステムでございます。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） 洪水が起こりそうな時は既に災害対策本部か何かが設置されて、その中でそこに連絡が来るって、急に増水して本部も何も体制がないままに氾濫ってことはあり得ないから、そういう形になっているのかもしれませんが、やはりきちんと危険情報を把握して、それを町民に知らせるっていう、それをきちんとお願いしたいなと思います。まずその判断、避難なり勧告なり命令、いろんな状況がありますが、それを判断する最終的な責任者は町長ということなので、その辺きちんとうまく回るようになっていうんですか、きちんと運用されるようお願いしたいと思います。これまでの中で何かありますか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 想定外、あるいはあり得なかったということが2011年の3月11日の東日本大震災で、それが大きく変わってまいりました。それから私どもの町は地震はない。活断層はないと言われていました。しかし熊本の地震で熊本城が崩壊していく。活断層がなくても地震が起こり得るってこういう状況の中で、いつでもどこでも起きて不思議ではないというのが今、日本列島を巡って地震や雨の災害ではないか。NHKも先週、1週間、ドキュメント番組を組んで、都心がもし震度7とか8の最大の地震が起きた時にどんな状況になるかっていうシミュレーションを発表するほどに至りました。私どもの町も3.11を一つの目安にしながら、さまざまな状況の中で想定し要請し、そして災害に対する強固な体制を作り始めているというのが本当のところですよ。で、例えば、身近な問題でいうと、うちの町にはアメダスがありません。気象の7時とか何かのあれしたら、訓子府の気温や何か、気温というよりも、雨量とかそういったもの出てこない訳ですよ。これは管内で清里と訓子府と湧別、上湧別、この三つだけがアメダスが置いてない。これは私は10年間にわたって、気象庁に積極的に働きかけをしてまいりました。しかし、どうしても駄目だと。予算的なこともあって駄目だと。私どもの町で昨日の信号のように、私どもの町でアメダスを設置してでもいいから、町民のためにより身近なところに、そういう防災の一つの掲示ができるような状況を作っていただきたいということを言いましたけども駄目でありました。一方で衛星放送やいろいろな状況の中でたちどころに雲の移動や雨量がインターネットで報道されるようにもなってきました。それを使ってくださいというのが考え方です。しかしこれは当然のことながら、総務課の防災担当を中心にしてずっと見つめています。同時にまた私ども町は雨が一定の水位になりますと、職員がまずは全町的に見回りをします。その中で、うちの町は水位計がないということがはっきりしています。それで河川事務所、北海道開発局に何としてもやっぱり水位を見るようなことが、あるいはうちに周知されるようなことがなきゃ駄目だという要請をしてまいりました。私どもは何をしてたかという、訓子府小学校の時に簡単な水位計がこう危険水位うんぬんというメーターがあります。すなわちそれは断層の堤防の下の部分まで雨がくると危険というようなことは、それを一つの目安にしていました。今、伊田課長の方から置戸と上常呂の話

が出ました。訓子府は警報を出しませんでした。避難勧告を出しませんでした。これはその状況と全町的に回って判断、それからパソコン等のインターネットを見ながらの判断等見つめてまだその必要はないという、私はその判断をしました。今、それは災害対策本部を設けるということは、自衛隊、警察含めて、これは組織的な体制を作ることになりますから、美幌等々で災害対策本部、ならびに警報を出したという経緯もありますけども、これ住民が慣れっこになってきてしまっている。大丈夫だろうと。こういったことも含めて、私たちは防災マップをできるだけ100年先、1000年に一度の水があった時にうちの町でいったら穂波のあそこが決壊する可能性がある。それから鹿の子ダムがあふれたらどうするかと。何秒で鹿の子ダムから水が常呂川の中流まで、私どもの町までくるか、これは今、河川事務所が今月中に私どもの幹部職員や町内会長に話をさせていただくということも含めて今、検討中でございますので、こういったシミュレーションを具体的に今やっておるところであります。それから常呂川の小学校のメロントイレのところ行ったらおわかりだと思いますけど、今、盛んに工事をしています。すなわち雨量がどのぐらい降っているのかと、あの地点でどうなのかってことをやると河川事務所はそれを実現していただくということが可能になってきました。等々含めて今、国、北海道、私どもも含めて万全を期して、そういったデータや根拠になるものを整備しているというのが本当のところであります。それから避難場所等々でありますけど、うちの町は二つ、私は避難の勧告あると思っています。それは一つは直下型地震です。それから雨量が増して鹿の子ダムが決壊までいきませんが、水の放流を多くする。そうした時に堤防がもつかどうかと。仮にスポーツセンターが公民館が避難場所になっていますけども、これが一体どうなのか。そうするともう2階部分しか使えなくなってくる。誰よりも早く高園の方に逃げてくださいってことです。あるいは協成とか緑丘の方に逃げてくださいってことになります。一般的には各避難場所に、私の住んでいるところでいいますと協成の会館が避難場所になります。これは即、町内会長、実践会長に電話通信等を通じて避難をするような指示を、あるいは勧告をするということになりますので、もちろんその他に障がいを持った方々や弱者と言われている人たちをどうするのかっていうことで民生委員さんや、あるいは町内会長さん、そして実践会長さんたちの力を借りながら地域を上げて、自助、公助、共助とかつてのありますけども、行政の成し得る責任と緊急の住民の命と安全を守ることの万全を期していきたいと。その上で日常的に防災訓練、あるいは自治会への推奨、そして、また講演会をやったり、いろいろしています。同時にまた今、ダンボールベットもまだ足りないとか、いろいろなことありますけども、この計画の中で少しずつ充実して女性、あるいは高齢者にとって、子どもたちにとっても避難して少なからず快適とまではいきませんが、いろんな障害が起こるようなことは避けるような状況を作っているというのが今のところでございますので、いざという時には私が災害対策本部長に当然になりますので、これらを含めて計画的に、そして時間をかけないで準備を進めているということが本当のところですよ。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） いろいろ伺い、かなり安心できる部分もあります。やはりいろいろな集まりになんか、高齢者の集まりだとか、いろいろなところ行くと、今の各地で起きている災害、訓子府どうなんだろうっていう話がいろんな場所で聞かれます。それで私も今

回このような質問しました。まず天災は忘れた頃にやってくるってという言葉と、備えあれば憂いなし、いろいろなことを想定してきちんと考えていくというのが行政が町民を守るって一番大きな使命だと思いますので、今後もよろしく願いいたします。

○議長（須河 徹君） 続けてください。

○5番（河端芳恵君） 次に、姉妹町交流事業のことでお答えをいただきましたが・・・

○議長（須河 徹君） 答え言ってない。

○5番（河端芳恵君） 次に、姉妹町交流事業の今後の考え方について伺います。

平成13年5月に訓子府開基100年を機に高知県津野町との姉妹町交流事業が始まり、これまでに本町から津野町へ小学生交換留学、農業者、商工業者などの交流訪問などのさまざまな事業がなされてきました。

1、これらの事業が町民にとってどのような効果があったと考えていますか。

2、職員の相互人事交流事業が8年経過し、残り1期2年となりました。当初の予定は10年間を目途にということでしたが、職員にかかる負担が大きいと思いますが、今後どのように考えますか。

3、令和3年には姉妹町締結20周年を迎えますが、今後に向けてどのように考えておりますか。

以上、伺います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 時間がありませんので、要点だけ答弁をさせていただきます。なお、この問題については、第1回の定例会の一般質問でも同じような質問が出ていますので、割愛する部分もありますので、お許しをいただきたいと思います。

まず、津野町との交流は平成5年にはじまって、平成8年の開基100年に開拓百年記念碑と開拓感謝之碑の交換など大きな絆を築いて、平成13年両町町議会の議決を経て「姉妹まち」の調印を行いました。

この間、よさこいソーラン、津野山古式神楽の公演や小学生の交換留学、農業者および商業者の産業交流、職員の相互派遣による人事交流、消防団演習の参加交流、開基120年を記念した町民訪問団の派遣など多岐にわたる交流が行われています。

特に、平成20年度にはじまった小学生交換留学では、小学6年生が見ず知らずの地でホームステイする経験、帰りは子どもたちだけで飛行機を乗り継ぐほか、何百年もの歴史、文化や風土を学びながら素晴らしい体験をされていると感じます。1期生は既に23歳の社会人になっています。津野町で得た貴重な体験を財産として、交流の輪をさらに広げてくれるものと楽しみにしています。

また、本年3回目の開催となりました「キャンドルナイト」、津野町を訪問された町民の方が「津野町の棚田キャンドルまつり」をヒントに有志を募り開催しているほか、文化芸術関係者の派遣や産業祭に町民の方が出店するなど、交流の輪は官同士の付き合いに留まらず、一般町民の間にも徐々に広がりつつあります。

2点目です。職員の相互人事交流事業が8年を経過し残り1期2年となりました。当初の予定は10年間を目途にということでしたが、職員にかかる負担が大きいと。この問題については、平成24年からこれらについての職員相互の派遣が始まりました。人事交流は、本町からは4人目の任期が来年3月で終了するところであります。

さまざまなご意見はありますけれども、当人にとっても負担はあると思いますが、環境を変えて本町でいるだけでは得ることのできない経験は確実に職員の成長と自信につながっていると確信しています。

現在実施している人事交流は、令和3年度で10年間の一区切りとなりますが、これまで積み重ねてきたことを両町で検証し、意見交換をしながら発展的な見直しを図ってまいりたいと考えております。

3点目、令和3年に姉妹町20年、今後どうするかという質問であります。

平成13年5月の「姉妹まち」調印から令和3年には締結20周年の節目の年を迎えることとなります。

この間、津野町へは510人が訪問、本町へは427人を迎え入れしています。そういった交流の輪を将来にわたり両町の心豊かな人づくりにつなげていかなければなりません。

節目の年には、改めて本町開拓のルーツである高知との「姉妹まち交流」の初心にかえり、推進母体である「津野町交流事業推進協議会」で議論することをはじめ、両町で20年の成果を振り返り、今後の両町が発展していけるよう事業を展開してまいりたいと考えてございます。ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） 私、町長もおっしゃいましたが、この件についても何回もしつこいぐらい質問させていただいています。最終的に職員の派遣は来年で最後の10年ということですが、いろんなことをきちんと内部で検証して次に向けてどうするかっていうのを十分話し合っていてやっていただきたいなと思います。

それと来年でしょうか、再来年ですね、姉妹町締結20周年ということですので、それに向けては来年度中にいろんな取り組みなり、考えていかなきゃいけないのかなと思います。また訓子府の開基周年事業もありますし、それも両方踏まえた中で実りある内容にしていきたいなと思います。今後の交流について、そういうふうに思います。町長お願いします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 平成5年の年に橋本知事に要請をして高知県下の市町村に姉妹町の交流の要請を行ったところ、深見町長さんの時代に平成5年、東津野村が名乗りを上げてくれました。そして8年間の経過を経て、平成13年の年に姉妹町を東津野村と訓子府町が、明神村長と深見町長の間で行われたのが実態でございます。それからもう既に20年が経とうとしています。私はこの間の姉妹町交流をずっと見ていて、子どもたち、それから職員、それから産業交流等々を含めて、さらに発展させていかなきゃならないというふうに考えています。国際姉妹都市、あるいは姉妹町等々が全国でいろんな形で結ばれていますけれども、ともすると形式的であったり、一部のものの交流だけにとどまっている状況もないとはいえません。あらためて、皆さま方のご意見を伺ったり、あるいは職員間の総括もきちんとした上で、これらの交流を20年を超えてどうすべきかということさらにより充実したものに発展していきたいというふうに考えています。先般、私と副町長、総務課長、そして須河議長、西山副議長含めて、津野町を訪問してまいりました。多くの町民と交流をしてまいりましたが、向こうから文書が届きましたので、一部紹介をさせていただきます。「平成13年5月に締結いたしました訓子府町さまとの姉妹町協定に基づき

ます交流事業におきましては、11月には菊池町長さまをはじめ、須河議長、西山副議長さま、森谷副町長さま、伊田総務課長さまと御町の要職の皆さまが津野町に一堂に会していただき、多数の町民の方々と接していただいたことは姉妹町交流を町民の方々が実感できる絶好の機会となりました。姉妹町協定も令和3年には20年を迎えます。さらなる交流事業の充実に努力していく所存でございますので、今後とも格段のご協力とご厚情をお願いいたしまして、年末のご挨拶とさせていただきます」ということで向こう側の町長、副町長、そして議長、副議長、教育長等からの文書が届きました。私はこの文面を見る限りにおいても、津野町においても私どもと同じ認識に立っているのではないかということを確認しております。しかしこれにとどまることなくですね、一層町民の交流の輪を広げることが極めて大事だというふうに認識しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） これで私の一般質問を終わります。

○議長（須河 徹君） 5番、河端芳恵君の質問が終わりました。

ここで10時40分まで休憩いたします。

休憩 午前10時29分

再開 午後10時40分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、10番、西山由美子君の発言を許します。

西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 10番、西山です。通告書に従いまして、町長に質問いたします。

マイナンバー制度の町民への周知と今後の取り組みについて伺います。

平成28年1月1日からマイナンバーの利用が開始されて、間もなく4年目となります。この制度の目的や町民にとっての影響や効果がいまだに理解されていないように感じます。現実には全国民に12桁の番号が示されていて、社会保障、税、災害対策などに利用されたり、番号の記載が求められるのですから、カード化の推進も図られるべきと考えますが、本町の現状と今後の取り組みについて伺います。

1点目、これまでの周知方法とカード化率の状況は。

2点目、町民への理解やカード化率を高めるために今後の取り組みについての考えを伺います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「マイナンバー制度の町民の周知と今後の取組み」について、2点のお尋ねがございました。

まず1点目に「これまでの周知方法とカード化率の状況」についてのお尋ねでございます。

マイナンバー制度について、通知カードは平成27年の10月5日から、個人番号カードは平成28年1月1日から交付が開始されています。通知カードは、住民票コードを基

に全国民に付番されており、その番号をお知らせするためのカードであります。個人番号カードについては、顔写真を掲載しており、本人確認の身分証明や税の申告をeタックスで利用することができます。

さて、これまでの周知について、当初は制度内容をお知らせするため、住民説明会の開催や町広報誌への掲載によって周知しておりましたが、現在はパンフレット等を用いた説明を丁寧に行っているところでございます。

政府は、通知カードから個人番号カードの切り替えを推奨していますが、カードの取得については、あくまでも任意であり、昨年秋に実施した内閣府の世論調査によりますと、全体の53%の方が「カードを取得する予定がない」との調査結果や、全国でのカード取得率が約14%にとどまるなど、個人番号カードの普及や理解について、全国的に低い状況であると言えます。

また、本町の交付枚数は11月末で413枚となっており、取得率は8.3%になっております。

次に、2点目に「町民の理解やカード化率を高めるために今後の取組み」について、お尋ねがございました。

政府は、個人番号カードを利便性が高いものとして、普及に力を入れようとしています。そのひとつとして、令和3年度から健康保険証として、使えるようにシステム整備を進めようとしています。このことを契機に個人番号カードの普及が進むものと考えており、今後ともカードに関する情報提供や利便性の周知などに努め、町民理解とカード化率を高めてまいります。

以上、お尋ねのあった2点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 項目に従いまして再質問したいと思います。

1点目の本町のカード化率が8.3%となっております。先月、決算審査で係の方にお伺いした時に30年度の現在で約400枚と言っていますから、今年の11月末で413枚ということは、それ以降もあまり進展していないんだということが、今よくわかりました。総務省の発表によりますと、今のお答えの中にありましたように、全国で14.5%のカード取得率です。スタートして4年なので、かなり低いなどは思いますけれども、附則によって、この3年の間でカードの利用を高めるということありますので、まだまだ国の方の推進に向けた活動がされていないのかなと思います。聞くところによりますと、国は各自治体に対して、職員の今年度中の取得を促しているというのを聞いて、報道にもありました。それで本町の状況はどうなのか、その点を伺いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） ただいま、マイナンバーカードの職員の取得の関係でご質問をいただきました。これは国がというよりは、国が主導して共済組合が主体となって各申請書等々も含めてですね、送られてきております。ちょっと数字的には現在手元に持ち合わせておりませんが、本町においても先ほど議員言われる13枚というところも含めてですね、まだ職員も進んでいない状況にございます。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 先だって10月26日の新聞報道によりますと、北海道の場合は職員ですね、職員の取得率が10.6%で、札幌市が9.2%、札幌市を除く市町村の平均が9.8%だったそうです。それで職員の中にはカードを取得するということを促すことに一部、強制に感じると反発する声もあるというふうに報道されておりました。私たちの町もまだそこまではわからないということですが、職員が取得していないのに町民が進んで取得する訳がないと私自身も取得しておりませんが、今回、自分が質問に立つということもきっかけとして、職員の方にどうやったら取得できるんですかって、申請の方法を伺いました。するとこれは一つこの封筒と中に申請書が入っているんですが、そんなに難しいものではなくて、各個人の名前と住所とそれから番号ですね、それから顔写真がいます。そしてこれを書いたものを申請書を書いたものを町に出すのではなくて、地方公共団体情報システム機構個人番号カード交付申請書受付センターというところに、これは2021年の3月までは切手を貼らなくても無料で申請できますよということまでいただいてきました。それで出そうかなと思ったんですけれども、私自身、マイナンバーについて、全くわかりません。それでわからないのに何で質問するかといいますと、町でどのような広報をしてくれたのかなと思って、今までの広報を全部調べました。そうしますと、マイナンバーの利用が始まった年ですね、2016年の1月号にまず小さな欄でマイナンバーの利用が始まりますよというお知らせがありました。これはおそらくその前の年まで皆さんの手元に通知カードというものが送られて、全国民に送られていますから、それのお知らせだと思うんですが、そして2016年の2月号にはマイナンバー制度のメリットについて書かれておりました。これをどれぐらいの方が見て記憶されているかわかりませんが、今のところ私が広報の中で見つけたのはこの2回だけなんです、それでその中で8.3%の人がカード化率に積極的に参加したというのはすごいなと思います。全国で14.5%ですから、広報で周知あまりしてないのにカード率化したというのはすごいなとまず感じました。それで私も本当ならば、泉議員のように、たくさんの方の多くの人にこのマイナンバーについて尋ねようと思いました。どういう方法でやったらいいかな、訪ねてみようと思っていたんですが、残念ながらちょっとそういうふうには至らなかったことと、それからあまりにもマイナンバーについての町民の方の意識が低すぎて、何て言うんでしょう、うわさにもならない、話題にも上らない、そういう状況なんですよ、で先だって10人ぐらいの集まりがありまして、いつ聞こうかなと思ったんですが、最後に、会が終わる寸前に勇気を持ってみなさんにお尋ねしました。そうすると、マイナンバーカード持っているよっておっしゃった方によく聞きますと通知カードのことだったんですね、それで年齢的には高い方が多いんですけど、高いか私よりも若い方もいましたけれども、なんも使わないでしょって、なんも利用することないし、必要ないんじゃないのっていう声が多かった中で、たった一人ですね、60代の女性の方があかし持っているよって財布の中からカードを見せてくれたんですね、それで、わあすごいねって言って、そのカードをどうして申請したんですかって私が聞いたら「そのうち免許を返納する時期が来るだろうし、これがいろんなところに自分の紹介とか使えるからいいかなと思って」ってすごく嬉しそうに写真付きのカードを見せていただきましたけど、おそらくたくさんの人に聞いたとしても同じぐらいの状況かなと私は思いました。それで今回やっぱり少しは勉強しなきゃなと思って図書館に行きまして、その中から2冊の全く真逆の本を見つけまして、



一つは「マイナンバーはこんなに怖い」、一つは「マイナンバー国家改造計画」といって、12桁の番号が日本社会を変えるんだよという、とても前向きな本、2冊を借りてきまして読んでいきました。捉え方でこんな違うんだなということを感じました。ただ、今、お答えにありましたように、国の方も4年たった今、なかなかその社会保障自体にも手を付けていない状態なのかなと思います。まずその点で聞きたいことがたくさんあるんですけども、本町のことではちょっと伺います。4年前、その通知カードが国民に付番されて書留で送られたと聞いております。本町の全町民に通知カードは届いているんでしょうか。それから住民票と居住地が違う人がいらっしゃると思うんですが、その方への対応はどうなんでしょうか。それから番号を読めない人、書けない人、なくした人、その方たちへの対応はどうなっているのか、その辺を伺いたいです。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（元谷隆人君） マイナンバー通知カードのことについてお尋ねがございました。本町でマイナンバーの通知は全部届いているのかという話なんですけども、まずですね、マイナンバー、この郵送が入ってきまして、それで書留で送られるんですけども、届かなかったものについては役場の方に一応持ってきて、役場からその家の方に届いていますよ、取りに来てくださいねっていう対応をとっています。それで当時二百数十名ぐらいいらっしゃったんですけども、本町については全部、マイナンバーカードは届いているということで、今日、今朝、担当の方から伺いました。それで住所地とマイナンバーが違うところですけど、住所地とマイナンバーが違うということは、例えば介護施設かどこかに入って、住所はうちなんですけども、例えば北見のどこかの介護施設かなんか入っててというところがあったんで、その介護施設にはマイナンバーカード行きませんから、そういった事例はあったかもしれませんが、そこもうちに住民票があるところについては、ちゃんと丁寧にお知らせして取りに来てもらうという形をとっていたところです。マイナンバー通知カードをなくす方は結構いらっしゃいます。いらっしゃいまして、再発行すると500円ほどかかるんですね、マイナンバー番号カードにするとただなんです。カードを取得する時は、それでカードをどうですか、窓口ではカードにしませんかって、番号カードにしませんかというような対応をしているというところでございます。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） よくわかりました。訓子府町民は全て届いているということで、ただその、聞いた皆さんもそうなんですけど、これ何のためにあるんだよね、社会保障の、いや税の方からスタートするということでありましたけれども、今、本町の場合、一番最初の先ほど紹介した広報の中のマイナンバーの利用が始まりますよという、その所管がですね、福祉保健課になっているんですね、福祉保健課の電話番号が書いてあって問い合わせしてくださいっていうふうに書いてあるんですけども、おそらくこれは社会保障制度からくるからそうなのかなと私は解釈したんですが、今現在、このマイナンバーカードを町民の方が求められるのは、どういう状況の場合に求められるのか、教えてくださいたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（元谷隆人君） 今、マイナンバーカードを求められる方はどういう方かとい

うことのお尋ねがございました。先ほど町長の回答にもありましたように、今、マイナンバーのカード、番号カードを使えるのは、本人の身分確認と本人の身分確認、要するに免許証の代わりですねとあと税金で確定申告とか、そういった形でICカードリーダーを入れて使えると。この2種類しかありませんから、ですから番号カードそのものについては、そういったことであります。ちょっと議員が今質問してる内容は番号をどのような形で使えるかということころかもしれませんけど、平成28年4月当時にですね、いろいろ社会保障関係で使われるということで、児童扶養手当の申請だとか、そういったところに番号カードが記載されないといけなかったと。記載されることにより、例えば納税証明書だとか課税証明書だとかって、いろんな付随する書類が番号によって必要なくなると。そういったところでその番号は使われたと。そういうことでご理解願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） 今、元谷課長の方から説明がありましたけども、福祉関係の部分でのマイナンバーカードの利用の部分ですけども、国民健康保険の各種申請ですね、保険証の再発行ですとか、限度額証っていう証明書があるんですけども、そういった部分の再発行とか申請の時に相手方に書いていただく、あと先ほど言いましたけど児童手当の関係でもそうですし、介護保険の方でも申請書類等にマイナンバーの記載をいただいております。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） よくわかりました。それでですね、自分自身も個人番号を書かなきゃいけないのは年に1回、確定申告を行う時で、その時に、例えばパートで人を使っている場合、その従業員の番号も書くんですけども、この中にカード化するということは、本人確認が、先ほど町長のお答えの中にもありましたけれども、本人確認をすることが重要ポイントで平成28年の予算の中に個人番号カード用プリンター122万1千円の予算が出て、これは顔認証がついているというプリンターなんですが、これ実際4年間の中でどのように使われているんでしょうかね。ちょっとお伺いします。

○議長（須河 徹君） 議事を止めます。ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時02分

○議長（須河 徹君） 休憩を解き、会議を再開します。

町民課長。

○町民課長（元谷隆人君） すいません、ただいまの質問手間取ってしまって大変申し訳ございません。

その時の機械はですね、要するに住所変更された時に通知カードなんですけれども、通知カードですよ、番号カードではなくて、通知カードの住所を変えるところをですね、書かなきゃいけない部分があるんですね、その部分の機械のことを購入されたのではないかなということで、顔認証の方については、顔認証っていったら個人番号カードになりますから、あの機械でそれを受けるといことについては、ちょっと僕もそうではないという認識をもってましたので、答えられなかったんです。住所の方については、うち

のパソコンのうちの事務所のパソコンの一番左袖に大きな画面のあるパソコンがございまして、西山議員もそこでID登録したのではないかなとは思いますが、そこを使うのではないかなというふうに思っているところでございまして、ちょっと確信が持てないんですけども、一応そういうことでご理解願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 予算書のメモに顔認証って書いてあったので、これがそうなのかなと思って、私の勘違いかもしれませんが。いずれにしてもですね、本町だけではなくて、全国的にこのマイナンバーカードの利用は4年たってもそれほどの住民にとって必要と感じる利用がないというのが多分一番最初の目的として国民全部に背番号みたいに12桁の番号を付番するよということが実施から始まって実施されたんだけど、これからなんだということが感じられます。先ほど本紹介した、推進派の推進的な本には、これからこのマイナンバーカードをいろんな利用をすることで日本社会はどんどん変わっていくよっていうふうに、ものすごいポジティブな内容だったんですね、で、すごくいいような場面もあるんですけど、もう一つのこんなに怖いんだよっていう本の中に書かれてた、やはり昨日の工藤議員の監視カメラもそうですけども、やはり国民が国に管理されてしまうという状況、それから一人のマイナンバーをそこに表示してそこから紐付けするんですね、これから金融機関とか社会保障もそうだけど、紐付けして、それをひっぱっていくと、ああこの人はこれだけの資産を持っていて介護保険こうやってて、年金はこれぐらいもらってて、全部わかってしまう、そこが目的なのかもしれませんが、それを本当にいい方にどんどん活用していけば、事務量も軽減されますし、いいんでしょうけれども、先だってからいろんな個人情報がどんどんこうそれを扱う職員によって漏報ろうほうされてしまうということがありますので、その辺の怖さはすごく本を読んでいて感じました。ですからまずは、これから国の動きによると思うんですけども、町の広報紙からしか町民の方は全ての情報を知ることができませんので、まず、津野町行った時に津野町の広報の中にたまたまマイナンバーカードについてのお知らせがあったもんですから、ぜひマイナンバーカードがどういうものかというわかりやすい説明からでもいいですので、そしてこれからどうなっていくのかということも含めて、町民の方に知らせていくということ、それから通知カードは本当にペラペラの紙ですから、なぜ私、申請してみようかなと思ったのは、まずこれを一生死ぬまで持ち続けていかなきゃいけないというのは、保存していくというの大変ですよ、なくしやすいし、引っ越ししたり、赤ちゃんからお年寄りまで全てですから、やっぱりカード化するということも必要になってくるのかなと思ったんですが、今、私は申請はすぐ出さないつもりです。もっともっと皆さんから進められて、いっぱい理解したら町民の方と一緒にカード化してみようかなとは思いますが。それでこの質問に関して最後に町長の方から答えていただきたいというか、お考えを示していただきたいのは、まずマイナンバーがどんな仕組みであるかということ、マイナンバーで世の中がどう変わるのかということと、私たちはどんな準備をしなければいけないかということ、訓子府町長のご判断でよろしいですのでお聞きしたいなと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 4年前にですね、このマイナンバー制度、国民の全てに番号をふるんだと。これに対してさまざまな活用が将来的に起きてくるんだと。だからぜひという

ことで、全ての国民の方々に配布されたという状況であります。しかし実態としては思うように進んでいないと。それがナンバー制度と中身の問題でいくと伴ってないんじゃないのって、必要ないもんだって、ってヨーロッパ、ヨーロッパは総番号制が大変多いです。まず一つはセキュリティがはっきりしている。これは守秘義務や、あるいは何かあった時にでも国民が一人一人が守られるというのがはっきりしている。ここの違いがね、日本のやっぱり総ナンバー制度の危険性っていうのがある。そして今のカードのいろんな被害なんか考えていく、何か落とした時にどうなるんだろうかということを考えたら、僕はね、申請しないということもあり得ることだなと思います。僕は使っているのは1回だけ。それは農家で支払い制度があれして、その時に農協からマイナンバーを提出してくださいって言われた時、1回だけ。それ以外は全部引き出しの中に眠っているというのが実態です。ですから、今、国がこういったセキュリティの国民の不安の一つは払拭していく。それから利用が本当に必要なもの、国民健康保険やあるいはいろんなことで必要なことができてくるという状況の中で、やっぱり利用者が増えてくるんじゃないかなと思います。もうカードも古くなってきてる。キャッシュレスで、そしてスマホを出して、ピッとあてたら現金というか、支払われるような世の中になってきているということで、もう本当に日進月歩変わりつつあります。だから職員がどれぐらいあれしてるかとか、職員がやるべきだなんてことは私の立場では言える立場ではないというのが本当のところですよ。だから状況を見ながら本当に利用勝手がよくて安心して使えるものであれば、私は増えていくんじゃないかなと思いますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 本の中に書いてあったんですが、自治体が独自に条例を定めれば使い道を広げることが可能であると。だから先ほど言いましたように、何て言うんだろう、このマイナンバーカードを町民のために、国民のために良い方向に利用するのであれば各自自治体でそういう案を練って条例を定めるということができるとも思います。1点聞くのを忘れたんですが、この番号制度の中には法人番号というのがあります。これは13桁で、まず設立登記をしている法人、それから法人税、消費税の申告、納税義務や所得税の源泉徴収義務を要する団体、あとは任意の市民団体は申請すれば取得できる。個人事業者は取得できません。本町の法人番号を付番されている団体はどれぐらいあるのか教えていただきたいです。法人番号っていうのは原則秘密ではないんですね、だから国税庁のホームページで公表されていますし、全国には普通法人は約260万社あるそうです。あと公益法人、NPO法人とかの法人は約360万以上あるそうです。これは懸念されているのは法人向けの共通番号をつけて社会保障負担や課税のまな板に載せることが狙いではないかとマイナーに書いている本には書いてありました。その法人番号について伺います。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（元谷隆人君） 法人番号についてお尋ねがございました。先ほどから説明してありますが、マイナンバーカード、通知カードは税、社会保障、災害と三つ使われます。法人は法人で税の、要するに税務署に申告するために番号が必要ではあるんじゃないかと思ってまして、うちも法人税はございますけど、法人の税は国税から何か全部紐付きになってましてですね、おそらく税務署の方にその辺は情報がいってますので、私の方につい

てはちょっとわからないんですね、それでそういったご理解を願いたいなというところで回答させていただきます。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） よくわかりました。本当に4年経ってもまだまだ入口の段階なんだということがよくわかりましたので、職員の皆さんも、それから私たち町民も「あ、こういうことに活用してくれるんなら、喜んで顔写真付きのカードを申請しよう」ときつとそうなると思うので、その件、国がどういうふうな狙いでどういうような活用をこれから求めてくるのか、そして私たちの町が町として必要な使い道がもしかしたらあるのか、その辺もこのマイナンバーカードを良くも悪くもするのは町民の意識じゃないかと私はこの本を読んで思いましたので、ぜひその辺も含めて、訓子府町としての広報活動にも広げていってほしいなと思います。

以上で一つ目の質問を終わりたいと思います。

2点目は教育長に伺います。

人口減少・少子化時代に向けた本町の学校教育の進め方について伺います。

平成27年度から31年度までの本町の「子ども、子育て支援事業計画」は少子化や核家族化が進む中で主に幼児期の子育てを支援する内容で本町はハード面、ソフトの両面で充実した支援がなされていると感じているところです。就学後9年間の義務教育も障がいを抱える児童・生徒に対しても連携のとれた支援体制で教育委員会の活動報告書からもその成果が読み取れます。それでも町民の皆さんが心配する少子化は進んでいると感じ、令和の新しい時代に、そのような教育方針や教育環境がふさわしいのか、教育長の考え方を伺います。

1点目、本町の子ども将来人口をどのように推計していますか。

2点目、小中学校において少子化に対応した今後の教育環境をどう考えていますか。

3点目、新しい時代に向けてSNSが児童、生徒に与える影響と教育の中での対応策をどのように考えていますか。

以上、伺います。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま「人口減少、少子化時代に向けた本町の学校教育の進め方について」3点のお尋ねがございましたので、お答えをさせていただきます。

今日の社会は、人口減少、少子高齢化、グローバル化が急速に進展し、社会環境のめまぐるしい変化とともに、子どもたちを取り巻く環境も大きく変化しています。

いつの時代にあっても、教育の基本は人づくりであり、これからの次代を担う子どもたちが、心豊かに、共に支え合いながらふるさとに誇りが持てるよう、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを育てていくことが重要であります。

1点目の「本町の子どもたちの将来人口をどのように推計していますか」とのお尋ねがございました。

本町の将来人口については、平成27年策定の「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」において、国立社会保障、人口問題研究所での推計値を用い、将来人口を推計しております。

0歳から14歳までの子どもの人口の実数については、国勢調査が行われた平成22年

で660人、平成27年は616人であり、本町の人口ビジョンでの将来の子どもの人口は、総合計画が終了する令和8年では530人、21年後の令和22年では、286人と推計しております。

2点目に「小・中学校において少子化に対応した今後の教育活動をどう考えていますか」とのお尋ねがございました。

現在の小中学校の児童生徒数は、10年前の437人から369人と15%減少し、1学年で複数学級を設置している学年は、訓子府小学校で1学年、訓子府中学校で2学年にとどまっています。

少子化に伴う学習面での教育環境では、小学校1年生および2年生と中学校1年生において、国と北海道の措置により、35人学級を実施するなど少人数教育を進めているほか、町独自でも各学校に臨時講師や特別教育支援員を配置し、一人一人に対応したきめ細やかな少人数指導に取り組んでいます。

また、北海道教育委員会では、この少人数指導を来年度から小学校3、4年生まで拡大することを検討しております。

しかし、少子化に伴う家庭や地域の教育力の低下、各学校での教育活動などの縮小が懸念されているところであり、学校教育の場では、児童生徒が減少していく教育環境の中で、不足する部分をどう補っていくかが課題であると考えております。

人口減少社会を迎える中で、各学校におけるそれぞれの特徴を生かし連携を深め、学校の応援団であるコミュニティ・スクール制度において、家庭や地域の方々の力を借りながら、訓子府の子どもたち一人一人の良さや可能性を伸ばし、心豊かに、ふるさとを愛する心を育むことができる教育環境の充実に努めてまいります。

3点目に「新しい時代に向けてSNSが児童、生徒に与える影響と教育の中での対応策をどのように考えていますか」とのお尋ねがございました。

急速に進む情報化社会の中で、子どもたちも学校や家庭においてパソコンやタブレット、スマートフォンなどの情報通信機器を日常的に使用している現状にあります。

インターネットを介して人と人が、社会的なつながりを持つことのできるラインやツイッター、フェイスブック、インスタグラムなどのSNSが普及していくとともに、その使用者が低年齢化している実態にもあります。

このような状況から、SNSを起因として子どもたちが犯罪やトラブルに巻き込まれる事案が増加している現状にあり、今回、大阪市で発生した小6女兒児童の誘拐事件も、SNSにより大人とのつながりを持ったことが原因で、犯罪に巻き込まれたものであります。

SNSには、こういった誘い出しやなりすましなどとともに相手が見えないことなどの危険をはらんでいることを、改めて学校や家庭を通じて児童生徒に伝えていくことが重要と考えています。

学校の教育活動では、保護者を含む生徒に向けたネットトラブル防止教室を毎年開催し、犯罪やトラブルに巻き込まれることを防ぐための取り組みをはじめ、コンピューターの授業の中で利用に関する情報モラル教育も行っているところでございます。

しかし、スマートフォンなどの情報機器は、自宅などで使用することが大半であることから、SNSに潜む危険を子どもと保護者が共に理解し、閲覧制限であるフィルタリングや使用の時間帯、場所などを子どもと保護者の間で話し合い、家庭内でのルール作りを行

うことが最も重要と考えております。

今後ともより一層、学校・家庭・地域や業界などと連携し、保護者を含む子どもたちに対する情報モラル教育に取り組んでまいります。

以上、お尋ねのありました3点について、お答えをさせていただきましたので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 再質問に入りますが、1点目と2点目、一緒にまぜてお話を聞きたいと思います。子どもの人口が平成8年で530人と出ていますけれども、今回、教育に関してですので、児童生徒というふうに絞って考えた場合に、2点目の小中学校においてですね、平成、令和になる前だったので、平成32年までの推計は居武士小学校での教育懇談会で資料をいただいておりますが、今後5年間ですね、例えば小学校でおきますと訓子府小学校と居武士小学校の入学予定人数などがわかりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（森谷 勇君） 今後5年間の各小学校の児童数の見込みですが、まず令和2年度、来年度につきましては、訓小が27名、居小が2名です。令和3年度については訓小が27名、居小が4名、令和4年度については訓小が26名、居小が3名、令和5年度については訓小が28名、居小が5名、令和6年度については訓小が37名、居小が1名というような見込みを今立てているところです。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） ありがとうございます。思っていたよりは、この5年間は児童数は大幅には減少していないのかなという、今、印象だったんですけども、まず自分が住んでいる地域のこと絞って考えますと、以前から居小と訓小の統合問題も父兄の中から出ておりますけれども、昨年、教育懇談会を大幅にやった時にもさまざまな活発な意見が出ております。居小の場合、今年度いろんなちょっと厳しい問題もありましたけれども、先だって久しぶりに地域の方々と忘年会みたいなどころでお話をした時にもう春のことは、出来事は本当に払拭されて、みんなそれぞれ先生方や地域の方、父兄の方々のご協力で、子どもたちも伸び伸びとその後生活して、その中に1人9月から新任の、違う、期限付きか、期限付きの3月までの女性の先生が6年生担当していただいているということで、すごく和やかな中で、その先生も自己紹介などをしておりました。居小のことに今回限って聞こうとは思っていないんですけども、この人口減少が進んでいくという中で、もう居小がどうのとか、訓小がどうのじゃなくて、訓子府自体が子どもが人口が減って行って、小学校の入学者もこういうふうに少ない中で今後町としても地域の声も大事ですけども、町としてこの子どもたちの二つの小学校のあり方をどう考えているのか、人口減少の中で、その辺の考え、教育長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 少子化というところであれば、今日の新聞にも載ってたんですけど、日本の出生数が2016年に100万人を割って、今年87万人になる。言い換えれば3年間で日本全国で3万人以上の子どもの数が減っているというところであれば、この少子化というか、人口減少という部分で言えば避けて通られない課題だというふうに思

っていますし、先ほど課長が児童数の今後5、6年間で言えば、小中学校で言えば約三百、五、六十人は維持しながら、それぞれ児童数は推移するんですけど、その後については、やっぱり今、本町で生まれている数をみますと30人台から20人台に推移していることもあって、将来的な児童生徒という意味では減っていくということではないかというふうに思っております。そのような中で二つの小学校を取り巻く中でどう今後、少子化の中でね、考えていくかというお話があったんですけど、今現状もこれからも含めて、やっぱりこれからの少子化の中で私自身は子ども一人一人個々に対応した教育が必要なんだというふうに思っていますので、学校の、二つの学校が今の環境の中で、それぞれ特徴を出しながらやっている教育活動に対して、その辺も考慮しながら、これからの学校教育活動が、言い換えれば学校がどうあるべきかということは、そのような今の環境を生かした中で進めることが私たちの考えだというふうにご理解をいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） この少子化の状態になって、さまざまな文献の中から、ちょっとある情報を見たんですが、日本という国は、国の定める適正な学校規模というのが昭和の時代からのが今までずっと続いているようで、ちょっと時代に合わないなと感じたんですが、学級数が12から18、それから通学距離が小学校は4km以内、中学校は6km以内、これはもう当然小さな学校は、小規模学校は統合されていくというのがもう、それを進めている政策なんだなということがよくわかります。平成28年の5月にその学校規模の適性化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査が行われたそうです。そうしますと平成26年から28年の3年間で公立の小中学校で651件の、全国です、学校が統合されて、市町村が独自に学級数とか学校規模の基準を定めているのは約17%あるというふうに知りました。8割以上の市町村が規模に課題があって、課題解消への検討の予定が立っていないのが42%あるというふうに書かれておりました。それでもっと広げて、世界を見てみまして、びっくりしたんですが、世界では今、学校の規模というのは少人数ということを推進しているんですね、100人が、一つの学校が100人ないし200人程度、そして1学年1学級でクラス替えをしない、そしてそんな状況の中で日本は300人を超えている。どんどん統合されてきますから、一つの学校で児童数が増えてく学校が増えていってるんですね、それで2、3倍になっていると、その世界の基準からみると、そんな中でこの小さな学校、小さなクラスほど学習意欲、それから態度が積極的にみれるし、それから人格形成や人間的成長にとっても教育効果が高いということでWHO世界保健機構では生徒100人を上回らない学校規模を勧告しているというふうに、そんな情報を知りました。なるほどなって、これは日本が遅れているのか、日本人独特の考え方がずっときているのか、その辺に対して教育長はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 今、国の学校のあり方含めて、世界の今情勢も含めて議員の方からお話あったように、まさしく子どもの少人数でやればやるほど個々のその生徒の個性を伸ばすことができるし、自立する力、俗にいう生きる力を自生できるというか自立できるような形で引き出すことはできると私も思っております。その辺の中でいけば個々の、先ほど言っていましたように、やっぱ、そこ一人一人に子どもに寄り添ったような形の個性を伸ばす教育は私は一番大事だというふうに思っていますし、そのような中で今は国の配



置の中でのクラス編成をやっておりますけど、先ほどお答えしたように、町の講師や支援員を配置しながら、子どもの数に限らず、その辺のそこを配慮しながらやっているというのが私の考えでありますので、それらのことを含めてですね、これからも子ども一人一人の個性を伸ばすような教育をやっていきたいということと、あとやっぱ学校だけではなかなか今、子どもたちを見守ることができない部分もございますので、本町では今年からコミュニティ・スクール制度もあったということで、地域や保護者の力も借りながら子どもたちの個性を伸ばすような教育を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 今、教育長の方から本町のコミュニティ・スクールのことについてお話がありましたので、1点だけ聞いてみたいと思います。毎年、私たち議員の方に報告書はいただいております。教育活動に関する、その中に平成31年の4月1日付で学校運営協議会規則を策定したことにより、コミュニティ・スクール推進委員会の活動を終了したというふうにも書かれておりました。そして、訓子府スタイルのコミュニティ・スクールというふうにも文言があったんですが、その2点について説明していただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（森谷 勇君） ただいま、コミュニティ・スクールの関係で2点のお尋ねがございましたけども、1点目のコミュニティ・スクール推進委員会の活動ですけども、これについては、本年、平成31年度学校運営協議会、コミュニティ・スクール制度を導入するにあたり、地域の方々や保護者、学校関係者も交えて、後段の訓子府スタイルのコミュニティ・スクール学校運営協議会制度をどう作り上げていくかということを経済協会の準備委員会という目的で設置し何回かの協議を重ねてきたところです。それで報告書の方にも載せさせていただきましたけども、本年4月1日から学校運営協議会規則を定めて学校運営協議会を設置したところです。訓子府スタイルのコミュニティ・スクールの制度ということですが、これまでの全国各市町村で取り組まれてきたコミュニティ・スクール制度ってというのは、一つの学校に一つの学校運営協議会を設置するということを進めてきました。それぞれの学校の規模だったり、その学校の特色ある教育をどう地域の力を借りながら進めていくかということを経済協会の準備委員会の中で協議をしていくということですが、本町についてはこども園、訓子府小学校、居武士小学校、訓子府中学校、それぞれこども園から義務教育まで公立での施設が設置されているところがあって、教育長が言われている連携とつながりというところを重要視するために、それぞれの施設を一つにまとめて学校運営協議会を設置いたしました。その中でそれぞれの学校でする活動を補完するために部会というものを設けまして、部会での協議を学校運営協議会に持ち上げて町全体でどのような方向性を定めていながら地域と連携をしていくかということを経済協会の準備委員会というように特色を持たせたコミュニティ・スクール制度を作り上げてきたということです。

以上であります。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） その部会というのは、どういう内容なんですか、何個があって、中身。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（森谷 勇君） ただいま、部会についてのご質問がございましたけども、先ほど申しあげました、こども園、訓子府小学校、居武士小学校、訓子府中学校にそれぞれ部会を設けまして、その中にPTAだとか学校評議員、それと学校関係者を部会の委員になっていただいて、それぞれその学校ごとの特色ある活動をどう作り上げていくかというようなところを協議する場ということで設置をしていただいているところです。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） わりました。本当に人口推計で行けば、何十年後先は本当に訓子府の町もご多聞に漏れず、子どもたちがいなくなるということはもう当然ながら、その後の人口も減っていく訳ですから、今、私たちがやらなきゃいけないこと、やるべきことを、やはりそれぞれの今、各部会でとおっしゃいましたけども、教育に関しても、それから人口減少を少しでもとどめるための施策、町の施策も連携してですね、やっぱりいろんな方の意見を出し合いながら、やっぱり対策を練っていかなきゃいけないのかなと思います。二つの小学校についても本当にこの推計も含めて、ますますですね、訓子府町の小学校が今後どういくのかということをもとに、それぞれ父兄の方、地域の方、それから教育関係者の方々とやっぱり密な話し合いを今後も続けていってほしいなと思います。

それで3点目の、このSNS、私たちの年代にとっては、とっても苦手な分野なんですけど、SNSとは、ソーシャルネットワーキングサービスという略語でフェイスブックとかユーチューブ、ツイッター、ウイチャット、ウイチャットなんだかよくわかりません。ラインなど、身近における最も利用者の多いメッセージ発信のシステムだということです。それがSNSの重要なメリットとしては、例えば人々の社会参加が高まる。コミュニケーションに時間がかからない、同時に複数の人とコミュニケーションがとれる、そういう利点はある訳ですね、もうおよそスマホというものが世の中に出回って10年ぐらい経つそうなんですけど、今や短期間のうちに子どもたちの遊び道具、もう小さい子、1歳の子も人差し指でなぞりますので、子どもの遊び道具や家族ぐるみの付き合い、あとは家庭における家族の団らんや語りもとってかわっていると。これはとってもいいことなんだなと思います。一方でSNSによって、ちょうど多感な思春期の少年、少女たちが親の目の届かないところで、全く知らない人と、それを通じて知り合ったり、関係を持ったり、先日のように事件に巻き込まれたりする危険性を持っていると。高齢者においては詐欺なんかももちろん該当するのかなと思います。それで1点、とても今、本町の父兄たちも、それから父兄じゃなくてもおじいちゃん、おばあちゃんたちもとても心配しているところですが、まずは私たちの町でスマートフォンの普及率といいますか、保有率といいますか、小学校、中学校、高校まで、もしわかる範囲内でおよそでもよいので教えていただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 小中学校のスマホの所持率のお話でしたけど、実態としては中学校しかそういう調査を行ってませんので、実態はわからないんですけど、一般的に全国的にいうと小学生で3割、中学生で7割と言われてます。それで本町の中学校の実態がずっと経年変化でみてるんですけど、実際上は増えている状況で、今年の調査によると訓中で自分専用のスマホ、携帯電話もあるかもしれないんですけど、それが57%ということで、

それとあとスマホ、今、議員のおっしゃっているSNSというのは、スマホだけではなくゲーム機器とかインターネットを介してできるものがありますので、それで言いますと実際にはそういうのを通じながら児童生徒がやっているのは約8割程度はうちの中でもそういうのは実態としてあるというようなところでございます。

○議長（須河 徹君） あと1分です。

西山由美子君。

○10番（西山由美子君） それはすごくこれから重要な問題がたくさん含んでいるので、またちょっと時間がない中でやれないので、今後も私、自分も情報を得ながら質問していきたいと思いますけれども、学校教育の現場でぜひ子どもたちを危険な目に遭わせないということ1点に限って、ぜひいろんな対策を練っていただきたい。そういうふうに願うばかりです。申し訳ありません、今日はこれで。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 先ほど私もお答えしたように、なかなかこうそういうIT関係が日進月歩というか発達している中でそこをどう対応していくかというのは学校教育の現場ではそのとおりなんですけど、やはり学校現場だけでは対応できない状況になっている。一番大事なのは家庭内での、そういうことが一番私は大事だというふうに思っていますので、それらを含めて今後情報教育に務めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 申し訳ありません。これで私の一般質問は終わります。

○議長（須河 徹君） 10番、西山由美子君の質問が終わりました。

ここで昼食のため休憩いたします。

午後は1時から行いますので参集願います。

休憩 午前11時41分

再開 午後 1時00分

○議長（須河 徹君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

次は、7番、山田日出夫君の発言を許します。

山田日出夫。

○7番（山田日出夫君） 7番、山田です。

消防庁舎と図書館の建設事業につきまして、町長と教育長にお伺いをしたいと思います。

町長は大きな公共施設の整備に関する課題として、老朽化が進む消防庁舎と図書館を掲げています。

ともに町民の生命と財産を守り、文化を高め人生を豊かにする目的を持つ大切な公共施設であります。

町の発展と町民生活を底支えする重要な施設であり、事業費も大きいことから慎重に計画を立てる必要があります。

両事業の計画をどう調整し進めるかについて、現時点における町長と教育長の考えを伺います。

一つ、現在までの内部検討の状況と事業決定までの大まかなスケジュールについて。

2、建設想定地とその理由について。

3、大まかな事業規模および主なコンセプト、概算の事業費について。

4、両事業の優先度とその理由について。

5、町民および関係団体の意見の把握の方法について。

以上、お願いします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「消防庁舎と図書館の建設事業」について、両事業の計画をどう調整し進めるべきかについて5点のお尋ねがありましたので、お答えいたします。

1点目に「現在までの内部検討の状況と事業決定までの大まかなスケジュール」についてのお尋ねがございました。

消防庁舎建設につきましては、第6次訓子府町総合計画第6章みんなの「安全・安心」を支えるまちづくり第2節消防・救急に「火災消火、救急・救助活動など、さまざまな災害に対応できる拠点として消防庁舎の整備を図る」ことが基本計画に掲載され、公表されました。

現段階では、消防支署では庁舎建設に向けた基本構想策定の資料調査などを実施しているところであり、この場で公にする段階にはないことをご理解いただきたいと思います。議員もご存じのように現消防庁舎は建設から51年を迎え、施設老朽化をはじめ職員の増員や消防車両の大型化などに伴う狭隘化<sup>きょうあいか</sup>が課題となっています。

そういった課題解決に向け、複雑多様化する消防需要に即応し将来を見据えた消防力の計画的な整備のほか、地震や集中豪雨などの不測の事態を想定し人命保護を最優先とする危機管理体制を構築するため消防活動の拠点となる訓子府支署に訓子府消防団本部、第1分団、第2分団詰所を併設した消防庁舎を整備することを検討しています。

次に、図書館建設につきましては、現図書館は経年による建物および設備機器の老朽化と狭隘化が進んでいることから、平成24年に将来の図書館づくりの基本構想となる「図書館振興計画」が町民で構成された策定委員会において策定され、続いて平成27年には、この振興計画をより具現化するために、図書館の建設計画である「図書館整備基本計画」を策定したところです。

二つの計画の策定にあたって、アンケートや聞き取りなどによる町民からの意見の取りまとめや策定委員会等で協議を重ねてまいりました。また、今年度「読書活動推進計画」を策定しておりますが、この計画策定にあたって一般町民や児童・生徒などを対象としたアンケート調査の中でも、図書館サービスへの要望・提案等ニーズ把握に努めたところです。

両事業決定までの大まかなスケジュールにつきましては、今後さらに関係団体をはじめ広く町民の意見を伺いながら整備内容を精査し、スケジュールを提示していきたいと思っております。

2点目の「建設想定地とその理由」についてのお尋ねがございました。

消防庁舎建設を想定した建設用地につきましては、消防車両の緊急出動に備え、12メートル以上の道路への安全な動線確保と、緊急時の消防職員、消防団員の自家用車と出動動線が交差しない駐車スペースのほか、消防職員や消防団員の大規模火災などの想定訓練

が実施できる屋外訓練スペースの確保ならびに重要な消防活動拠点施設であることから自然災害などによる施設機能の低下を防ぎ、消防活動の継続ができる敷地を選定する必要がありますと考えています。

図書館につきましては、先の「振興計画」策定にあたり、立地について協議が重ねられました。現図書館が町民から「街の中心部で誰もが気軽に立ち寄られ、学校に近い場所に」との要望を受けて現在地に建てられました。そうした経緯も踏まえて図書館は現在地が最適であると提言をいただきました。

町としましても、子どもから高齢の方まで幅広く利用できる現在地に優位性があると判断し整備予定地として土地を先行取得させていただきました。

3点目の「大まかな事業規模および主なコンセプト、概算の事業費」についてのお尋ねがございました。

訓子府消防庁舎は、北見地区消防組合構成市町の通信指令業務の一元化および警防体制の共同運用の中核を担う重要な消防活動拠点であることから、先ほども申しあげました暴風、豪雨、豪雪、洪水などに強い施設であることのほか、初動体制を維持でき、住民の防災教育や救急訓練などが可能な機能性のある立地、建築物としての出勤体制などの効率性、窓口サービスや一般行政機関としての機能が充実した町民の安全、安心に寄与する施設計画となるよう検討していくところです。

図書館につきましては、両計画では既存の建物を生かし増改築による整備を行い、くつろいで読書に親しみゆとりあるスペースが確保できるよう、約1,300㎡規模の計画案を示させていただきました。

また、振興計画で掲げています「四つの柱」であります「本との出会い、人のふれあいの場、学びの場、人にやさしい場」を基本コンセプトとして生かし、「たくさんの本との出会いと快適な空間を提供し、町民の暮らしに寄り添い、学びを支援する」図書館を目指していきたいと考えています。

概算の事業費につきましては、平成27年に建設された斜里町立図書館が約1,600㎡で建設工事費約6億3千万円、今年8月にオープンした雄武町図書館が約1,300㎡で約6億9千万円でありますので、これらの建設工事費を参考にしつつ精査していきたいと考えております。

4点目に、「両事業の優先度とその理由」についてのお尋ねがございました。

議員もおおせられるとおり、消防庁舎は、町民の生命と財産を守る重要な拠点施設でございます。また、図書館は、町民の自己教育を支え、文学や郷土資料などに触れ、文化的なうるおいを得る場として大変重要な施設でございます。

両事業の整備につきましては、施設の老朽化の具合、特定財源を含む財源的な見通しなどさまざまな観点から今後判断してまいります。

5点目に「町民および関係団体の意見の把握方法」についてのお尋ねがございました。

消防庁舎建設計画にあたっては、関係団体である訓子府消防団の意見反映を行うため、各種の機会を通じて意見聴取に努めてまいりますのでご理解を願います。

図書館につきましては「振興計画」や「整備基本計画」などの期待される図書館像や構想などを基本としていますが、計画策定から年数を経過していることから、今年度策定します読書活動推進計画策定委員会において、時代的に求めるものも取り入れつつアンケート

ト調査等が出された要望・意見も含め先の計画内容の確認、点検と精査を行っているところ です。

さらに、さまざまな機会を通じながら町民の皆さまから、幅広く意見を聞きながら図書館整備の準備を進めてまいりたいと考えております。

また、両施設の整備あたりましても、訓子府町まちづくり町民参加条例に規定される意見把握にも努めてまいります。

以上、お尋ねがありました5点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） ご回答いただきましたので、再質問をさせていただきたいと思 います。毎回そうですが、今回の質問も多くの町民の声や疑問、心配をお聞きした中から 質問をさせていただいております。決して私だけの思いではありませんので、町民の皆さんが日頃から町の行く末をいかに真剣に考えているか、十分ご理解をいただきますようお願いをしておきたいと思 います。

それでは、回答では消防庁舎につきましては、団の意見把握に今は努めている段階だと。 団というか職員を中心に、支署を中心に、の段階であるという回答がありました。図書館 につきましては、委員会を作って、今までの策定した計画をベースに時代の動きをみなが ら、さまざまな意見を聴取していきたいということでございます。そういう段階なんだと いうことであります。それでははじめにですね、令和2年度当初は編成作業真っ盛りだと思 いますけども、令和2年度の予算策定、あるいは来年度の3月の定例に上程する予定も 含めてですけども、両建設事業関連の一部の予算の計上は予定されているかをお聞きした いと思 います。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 今の現時点ではですね、編成作業始まったばかりでして、 具体的にここでお答えできるまだ段階ではないということでご理解願いたいと思 います。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） いずれにしても両方の事業につきましては、非常に大きなもの でありまして、町長の指示というか計上作業にあたっての指示がないと、今の時点ではな いと理解していいですか。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 現時点でははっきりとどうってということ、先ほど申し上げたとおりなんです、今後流動的な側面も全くないということでご理解願いたいと思 います。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） この時期ですね、来年度の当初予算に向かって、こんな大きな 事業のことを、今2度にわたって聞きましたけども、言葉を濁してらっしゃる印象なんで すけども、素直に受け止めれば、今の時点では具体的な指示が町長からまだ出てないとし か今読み取れないんですけども、くどいんですけども、それでよろしいですか。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 繰り返しになりますが、そのとおりでございます。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） 次に関連がありますので、町長にお聞きしますけども、関連があるのでお聞きするんですけども、町長は当選後すぐに今期限りだということをどの場だったかは私はちょっと失念しておりますけど、明言された記憶があります。今後もその意志は変わりありませんか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 政治の動きというのは、どんなことになるかわからないというのが筋ですけども、最終章ということで明言してるとということだけお伝えしておきます。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） なぜ、予算のことと町長の任期のことを聞いたかということなんですけども、今期でやめられるということになれば、任期は3年少しということであります。これは物理の話でありますのではっきり決まってしまうということであります。前にも指摘させてもらいましたけども、選挙期間中、運動や公約がなかなか町民に見えなかったのに、選挙後ははじめて聞く、耳慣れないドッグランとかですね、最近では議員の指摘もあるのでしょうか、光回線の敷設なども口にされております。一方、質問している消防庁舎や図書館の大きな建設事業がある訳でありまして、この3年3か月以内にですね、今、一部検討してるようですけども、検討して計画の概要を固めて、設計の委託を出してですか、そして建設の実施をすると。折に触れて町民なり団体の意見も聞いて、なるべく反映したいと。場合によっては用地取得も絡むということを考えますとですね、私が勝手に考えますと、4通りのパターンがあると。一つは両事業実施、消防庁舎だけ実施、図書館だけ実施、両方できない、四つあります。いずれを町長が選択されるにしても、相当な期間を要します。先ほど挙げた耳慣れない、耳慣れないというか、新しい追加の課題を加えていく中でですね、スケジュールの管理は事業の根幹を成す重要なものな訳ですよ、それで今年予算編成で一部を上げるのかなと心配をしてる。町長の変動するかもしれないけども今期限りと言ったことは事実だよと。事実をお認めになった訳ですけども、それと絡めると、この1回目の答弁ではちょっと心もとないなというか、時間はあるようでないですよ実は。そのことでこのスケジュール、時間管理についてのご認識を町長のお口からお伺いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今、山田議員からですね、考えられるパターンが四つあると。消防だけ、あるいは図書館だけ、あるいは両方やる、それから両方できないということも含めてあるだろうと。全くそのとおり。ずっと道内の例えば消防庁舎を見て、図書館を見てですね、単年度でやっているところも少なくはない。すなわち1年突破でやる場合も出てくるだろうし、あるいはまた2年、3年かけてるところもできているということですから、状況によってはいつの時点で提案できるかどうかということ、現時点ではわかりませんが、いずれにしても具体化に向けて検討は私自身も含めて入っているということです。それはさっき冒頭に申したとおりです。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） いみじくも私の頭には入っている、だけど課長の答弁では、予算に関してでしたから、はっきりお答えはなかった。令和2年度の当初予算にないと仮定

してですよ、先ほどの答弁、3回の答弁でないと仮定したら、令和3年、4年の当初予算2回しか、私の常識では予算化のチャンスはありません。過去にですね、補正予算で億を超える施設を建てたことありますけども、記憶ありますけども、皆さんご存じだと思いますけども、補正予算というのは災害の対応だとか、国や道の制度が変わったとか、新しい制度ができたとか、それを適応させるために臨時的に予算化するのが補正予算でして、各地方自治体がはじめてから自分の意思で自主的にしようという建設事業などには補正予算は馴染まない訳です。私は少なくとも職員、若い頃の研修でそのように教わったし学習した。だから2年、3年の当初予算に出すべきだと私は考えている訳ですよ、そうすると、3年度、4年度ですね、3年度に出したらもう設計と、今、町長、単年度でということもありますけども、そういう性急に行うべき性格のものでは私はないと思います。施設の性格上、やはりじっくり一定の時間をかけるべきだし、そうすると3年度の当初というと、頑張っても4年度の実施、4年度の予算となると、もう予算だけ作って5年度実施となると、5年の3月で町長任期切れますから、変なことになってくるということ含めてですね、今、町長がいみじくも言われた、私の頭には入っているというようなことをもう披歴ひれきされる時期ではないかと思えます。平成2年度の一部予算化もあるとしたら、それも含め、どうですか町長。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） まず確信持って言うておきますけども、平成2年度はありません。これはご理解ください。やっぱり計画を出すからには、唐突な計画を出す訳にはいかない。だから我々は一つはですね、財源的な見通しをきちんと立てる。補助金や起債等々、その見通しが無い限りは皆さん方にお示しすることにはならないというふうに思いますので、今、令和2年度の予算計上はあり得ない。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） ちょっとすっきりしましたけども、それでそうすると、補正予算で上げるというのはもう緊急避難的な場合に限定されると教わりましたしね、当初予算ということになれば3年度、町長の言うように単年度で、何て言うんでしょうかね、強引とは言わないけども、一生懸命やる道もそれはあるでしょうけども、今言われたように財源の裏付けだとか町民の意見の繁栄だとか、いろいろ考えると普通はそこにある程度力点を置きながら計画策定と工事の実施ということで、2年度かけるのが普通だと私は思います。図書館にしても消防にしてもですね、そうすると、少し私の質問の意図と町長の答弁は少し整合してきたと私は今受け止めました。3年度を目指すならと。違ったら違うと言ってください。3年度予算化して3年度中に実施設計して4年度に工事かなという感じします。勝手に理解しましたけども、そこまで考えてないよ、ああそれも一つだねっていうのか、それはそれでいいんですけども、町長どうですか、この今、私が言った内容については。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 2年度はないって言っている訳ですから、3年度にやるかもしれない、しかも単年度で設計から実施までやるって可能性もある。しかしもう一方で④で言った両方もやらないということも選択肢にあるということをご理解いただきたい。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。



○7番（山田日出夫君） まじめな答弁だと私は受け止めました。そうなんですよ、建設がありきなんていうこと、街の中でも結構そういう話進んでるようで、広がっているようで、私は反対じゃないですよ、必要なものはする、ちょっと時期が早いものはしない、贅沢な内容はしないとか、いろいろ自分の意思はありますけども、今、町長言われたとおりでないかなと、なぜならまだまだ町民や関係団体等々の意見把握が十分されてないし、予算の裏付けもないし、しっかりと石橋を渡ってあたりたいということだと思います。その条件がクリアされれば単年度実施もあり得ると。そのとおりだなと思ってお聞きをいたしました。それで何て言うんでしょう、消防庁舎はあれですか、消防支署だけへの指示というか、消防庁舎、ごめんなさい、消防支署の事務局が動いているんですか、私はちょっと、もしそうだとしたらちょっと疑義を感じるんですけども、企画ではないんですか、その点だけ。

○議長（須河 徹君） 副町長。

○副町長（森谷清和君） 現時点ですとね、事務的にちょっと動いているという段階ですんで、事前のもう既に庁舎建設やっているところや、そういうところの調査をやっているという状況なものですから、まだ具体的に前に進んでいるようなものではありませんので、その辺ご理解をいただければと思います。それで消防の方が中心になって進めているという状況でございます。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） そうするとあれですかね、消防庁舎の、何て言うんだらう、この時点で2年度予算に出さないと、3年度以降だということは明言された。3年度かもしれなし、2年度かもしれないよということの中で、それまでの2年度はないんですからね、だから言い方変えると令和2年度中の事務の進め方のスケジュールぐらいは今示せなかったら3年度間に合いませんよね、これどなたが、町長に答えてもらえればいいんだけど、それもいかなければ事務方の答弁で結構なんですけども、2年度中の3年度に向かつての事務の大きなスケジュール、これはないとおかしいと思いますがどうですか。

○議長（須河 徹君） 副町長。

○副町長（森谷清和君） この消防庁舎についてはですね、平成21年度に1回耐震化補強工事やっているんですね、ただ施設がまあ先ほど回答でも申し上げましたとおり半世紀以上経っているというようなこともありますんで、そういった部分もあります。それで今、一度も耐震も何もしてないとか、そういった施設であれば、例えば財源の例で言えば緊急防災対策事業債とかっていうような過疎債と同じような扱いとなる起債を使ったりということも可能なんですけども、その辺が一度耐震補強をやっているというようなこともありますので、財源の今、調査を財源確保のためのいろいろ国や道の方にちょっと照会かけたりとか、そういったことを引き続き令和2年度もやっていかなきゃならないかなというふうに思います。それと仮にですね、消防庁舎、それから団の詰所なり車輛の格納施設など、最低限どのぐらいの規模が必要なのかというような事前のですねことも調査検討していかなきゃならないというようなこともあります。それで本年度、消防庁舎の検討準備委員会といいますか、消防の支署の方が中心となってますね、その辺、基本構想の前段の構想といいますかね、まだ内部協議もまだやってませんので、それに諮るための協議資料といいますか、その作成等を今進めているというようなことで、これもちょっと令和2年度に

かけてやっていかなきゃならないのかなというふうに思っております。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） 少し見えてきました。前段、消防庁舎で言えば前段の事務的な資料集めとか、原原案と言いますかね、づくりのための検討準備委員会を支署の中に設けて2年度にまたがってって言いましたね、やっていくんだと、そうすると私が想像しているよりはゆっくり進んで、お急ぎ、急いではいるんでしょうけども、現実としてはこういう現状なんだなということが今日はじめて質問によって私も理解できたなど。ただ、先ほども言いましたように、この事業については、図書館については、私は現職の頃からちょっとタッチしてたこともあって、老朽化も進んでいることを町民も知っていますし、消防庁舎も老朽化が進んで狭小だということも知っているから、若干一人歩きしている面もあるんだなと。だからなおさらですね、私は今、質問してて気付いたというか思ったことは、やはり折に触れてというか、今の段階では無理でしょうけども、検討準備委員会内部の検討とはいいいながらもですね、何か折に触れて何らかのレベルというかステップで、やはり行政が考えている、検討していることを前倒ししてですね、情報を公開していくと、そして町民が一丸となって理解をいただきながらですね、今後のこの厳しい時代を迎えての行政執行の一つのパターンというかですね、大事な着目点でないかなと思っておりました。おりましたというより思いました。今、たった今。これらには対象としては町民はじめ、私ども議会に対してでもそうですし、まちづくり委員会もそうなんでしょうけども、関連情報の開示、提供の仕方について認識を聞いておきたいと思います。町長は広報広聴は力を入れていると言っているらしいんですけどね、この具体的な事業に対しても力を入れる。そして新しい形を作って町民が主役のまちづくりを体現化していくということはどうなのかなと思っておりますがいかがですか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） この施設の必要性は私は多くの町民が考え方の違いはあったとしても最大公約数ではご理解いただける施設だというふうに思っています。老朽化の問題、現実に補修だとか何かしてますし、50年過ぎている施設なんていうのはもううちの町では消防庁舎しかない訳です。しかし、とは言っても、それを町民の情報を開示してというよりも、まだ情報を開示するようなものも何もありませんから、④のこともあり得る訳ですから、それは一定の見通しと財源的な見通しとそういう中で町民に明らかにしていかなきゃならないだろうと。今の時点で④の可能性あるっていうのは数多、いろんな今、緊急課題が出てきていますから、そうすると補助や起債の見通ししない中ではね、この二つの施設と言えどもやらないという可能性だってあるんだと。それをやるからということで、即、住民の場で、まちづくり委員会等で意見をいただくという状況にはまだなっていないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） 私が言っていることも、今、町長の答弁と大体同じでして、今できないだろうって、先ほど私も枕詞つけましたように、一定の姿が見えた時点で過去にあったような、ぎりぎりになって全員協議会に出すとかっていうことではなくてですね、議会だけじゃなくて、一つの姿ができる時点で、そうでないと町民は意見を言えなくなりますので、その、どのステップかは町長が判断することでしょうから、今後ご検討いただ

きたいなと思います。

二つ目の建設想定地とその理由ですけれども、大体答弁でわかりました。図書館は既に先行取得しております隣接地も含めた現在地が誰の目にも理解しやすいし利用しやすいということで了解であります。消防庁舎については現在の防災力、機動力を保持しつつ、保持しつつというよりも、むしろ今の機能を高めつつですね、高めつつ、いつか、町長今言ったように、④の可能性、しない可能性も、任期中にしない可能性も含めてですね、ありますけれども、やるとしたら機能性、機動性を高めつつということになると、少なくとも現在地ではないということは確認できますか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 今、消防庁舎の立地というかですね、そういう部分でご質問いただきました。現在地ではないというのは確認できるのかということですが、まだ現在地も含めて、結局、民有地の買収、補償等も含めて考えられますので、そういった意味では、まだ敷地としてどこがっていうところまでは進んでないというところでございまして、具体的には理想とするのは4, 500㎡等々の部分は出てますけれども、それも確保できるのかっていう問題もありますので、現段階ではそのぐらいまでしか出てないということで理解願います。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） 私の質問は新しいところ、どこだって言えなんて一言も言ってませんでね、答弁のように、機能性等々を保持する新しい施設であれば今の現在地は無理ですねって聞いただけですよ。時間がないから的確に答えてください。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） ただいま再度いただきましたけれども、私の答弁でいきますと、現在地も視野に検討をしている段階という答弁でございます。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） そしたら現在地でも建物も含めて自動車の動き方、ここで大規模な訓練ができるようになって答弁されていることと矛盾しませんか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 現在地の部分で申し上げますと、現在、庁舎の前側にも敷地がございます。後ろ側にも敷地がございます。して、ど真ん中に建っているということでございますので、どこまで広げるかは別として答弁の中とほぼ同じ状態が確保できるのではないかというふうに考えています。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） 1回目の答弁でそのように答弁をしていただきたいなと思いますけどね。2度、3度同じことを質問するのは私の趣意ではありませんので、よろしくお願ひしたいなと思います。それで今ちょっと一部ありましたけれども、用地の取得が絡むようなことも想定されたら、ますます時間はなくなりますしね、地権者が首を縦に振らないということもあり得ます。それと消防は大事な施設で住民の命や安心安全、守る大事な公共機関ですけども、一方では緊急性があって出動したりするもんですから、何て言うんですか、交通等の流れ等も含めて、その地区の住民の理解も得なきゃならないということも、新しい場合ですよ、または現在地を拡張する場合も含めて、あるものですから、検討ので

すね、要素はいろいろあるし時間がかかるんで、スピードアップをしていただきたいな、令和2年度に財源確保も含めてですね、まだまだその段階だということ副町長から答弁ありましたけども、意外と足元にも少しやっかいなテーマもあるということでご理解をいただければと思います。

三つ目に移ります。

事業規模、主なコンセプト、概算事業費、これはなぜか図書館は明解なんですね、1,300㎡の6億円、他の町の例出して6億3千万円なり6億9千万円と言う数字、答弁ありましたけども、それはそうなのでしょう。図書館が明解な答弁に対して消防はもやっとしてしている。これ多分いろんな今まで言ってきた要素が絡んでいるし、財源確保に多分苦労されているんでないかなと思います。それはもう理解します。それは事実なんですからね、別にさぼってどうこうでない。消防庁舎についてはですね、消防関係者の一部に10億円できると言う、何かうわさがある一方でですね、別の人は10億円で建つ訳がない。これは多分用地も絡みますよね、現在地なのか、新しいとこなのか、それによって大きく変動します。それだけ話は広まったり、期待も広まったり、数字が一人歩きしているのかなと思って私は理解します。小さければ事業費が抑えられ、大きければ事業費が大きくなる。軽自動車を買うのと普通車を買うのと大型高級車を買うのとで値段が違うのと同じ理屈になる訳です。もう一度ちょっと聞きますけども、消防庁舎はどこに力点を置いて、建て替える場合ですよ、されるつもりなんのでしょうか、どこなんのでしょうか、建物が古いからなんのでしょうか、それとか一言で言えば機能性と言ってしまえば機能性なんのでしょうか、それなんのでしょうか、それともか立地なんのでしょうか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 消防庁舎のどこの力点かというところのご質問をいただきました。まず最初の答弁でも申し上げてますけども、基本的には51年を迎えるっていう老朽化でございます。建てるとするとうるもののが求められているかというところでいくと、先ほど述べたとおり、さまざまなものが付いてくるかなということで答弁には書かせていただきましたので、今のコンセプトを全て包含できるものができるかという、まだそれはわからない状況にありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） そうでしょうね、全ての要件を満度に満たそうとすると、なかなか大変だろうなということでもあります。ただ、建物が最初だと、そして機能性も加味、加味というか大事なもんだから、それも含めて検討したいということだと受け止めました。さて、町長の答弁にもありましたけども、副町長の答弁にもありましたように、財源確保がなかなか大変なんだろうなと。財源確保に至らない場合は、私が示した④の当面、当面というか任期中ですね、任期中しないこともあり得るというようなことでもあります。現在、消防建設の基金、年5千万円ですか基本。剰余金にもより、年度のこれからの動きにもよるでしょうけども、場合によっては1億円になるかもしれない、わかりませんが、まあまあ任期中には2億円ほどの、2億円プラスアルファと言っておきましょうか、基金がだと、そしてまだ示されてない規模が示されてない訳ですから、当然、場所もまだだということになると、事業費はわからない。ただ、言えることは億の1桁ではないだろうと。9億円ではないだろうと。私の感想ですよ、二桁になるんでないか、11億円になるかも

しれないという、その辺の事業費ですよ、おそらく。私の思いですから、特別これを否定することもないと思うんですけど、たくさん金がかかると。それで財源を探している。2億円ぐらいの基金で財源を探している。これはあれですか、やっぱり過疎債は対象でないですかね、そうすると非常に苦しいということが、他の起債もちょっと一度直してるんで対象にならないというようなことからいくと、10億円かかったとしまして、2、3億円貯まったとして、起債ですか、そういう判断もありますか、残り。いやそれだったらとっても、町長さっき言ったように、資金があたらなかったら当面見送るか。どうでしょうか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） ちょっとあれなんですけど、財源の関係で、まず過疎の問題、過疎債は消防自動車は過疎債の対象になりますので、消防自動車の格納庫、それに付随する2階につくる消防団の施設、そこまでは過疎の対象になります。1階と2階で、団の施設までです。だから職員の、要するに執務室的なものは対象にはならないと。あと、基金の裏を全部起債なのかということをごさいますけども、その部分は今後の状況にもよりますし、先ほど副町長から申し上げた緊防債っていう部分も含めてですね、今後ちょっといろいろな検討をしていかなければならない部分をごさいますので、2億円プラス、議員が言うところの9億円の、10億円として、2億円プラス8億円、8億円を全て一般財源では賄えないというのは事実をごさいます。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） それを聞きたかったんです。多分そうなんだろうなど。買い物する時やっぱり、買い物って町が買い物をする時は、やっぱり起債の充当だとかですね、補助金、これは町長、昔から言っていますよね、何か大きなものをする時は財源確保に霞が関を走り回ってるんだっていうようなこともありますんでね、それは引き続きやっていただくこととしながら、この裏付けがないとやっぱりできないんだなということが今、元財政課長の今、総務課長がもう明確に答えられましたね、裏が8億円丸々自主だったら、ちょっとできないなど。私もそれは全く同感であります。そうなってくると、やはり今日質問してよかったと思うのは、少しずつ、今の時点ですけどね、今の時点の正しい情報、町の情報ですね、町からの回答が少し出てきたのかなと思って、そういう点ではよかったと考えております。

さて、図書館のコンセプトについて、ちょっとせっかくですんで、教育長にお聞きしたいんですけど、新築に伴う内部の動産とかですね、蔵書の買い増しの経費も発生するでしょうけども、それはちょっと置いといて、過去の答弁で町長はですね、図書館は基本的に読書をするところで、ドイツ型図書館を目指して私に答弁、いつだったかされております。それはそれで町長のご認識でご所見ですので、何もありませんけども、現在では本を借りて読書するだけではなくて、人々が気楽に集えるマルチな機能を追求する図書館が全国的に増えているはずで。平成24年度の私が現職の時、各界の町民に集まっていたいて作った計画書もこの路線ではありました。でも年数経ってますからね、あの時代の動きとともに、それは動いて結構なんですけども、理解するんですけども、改めまして町長のおっしゃるドイツ型図書館とは何なのかなと。何のことを言っているのかなと。また図書館の大まかな、ざっくりした主なものでいいですけども、肝という、これが肝だという

コンセプトを一つ、二つ挙げていただければと思います。教育長さん。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 平成24年の振興計画を作った時に町長がおっしゃったドイツ型図書館については私はちょっとわからない部分もございますけど、その中で本来、図書館のあるべき姿というのはやっぱり本との出合う場だと私は思っていますし、そこで人が交流しながら本を通じた中で人と人や人と情報が結び役ってところが本来な図書館の役割だと思っていますので、それは25年に作った振興計画のコンセプトと変わらない部分だと私は思っております。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） 何か今質問を通じて感じたのは、ちょっと図書館が若干影が薄いような、質問の仕方もあるでしょうけども、消防が前面に出ておりましたけども、図書館も非常に大事で、訓子府は過去に輝かしい、今も実績を上げてますけどね、図書館で大事にしていきたいな、そしてこれからますます人口が減る中で残った町民が豊かに町民生活を過ごせるように図書館は私は重視しております。今、教育長が言われた、本を媒体にして本と触れ合いながら人と人も交流できる施設ということに何ら異議はございませんので、その路線で研究を進めていっていただきたいと思います。

それでは、④の優先度の話ですけども、財源確保がなければ厳しいんだと。自主財源、基金の裏が全て自主財源だったらとってもってというのは、私も賛成であります。消防で言えばですね、一方で図書館は6億円台の前例を掲げながら答弁がありました。そして最近では先ほど例示した、私が例示したんでなくて、町長がそれぞれの場で述べられた新しい事業名もあります。もうその新しい事業名はちょっと置いといてもらって結構なんですよね、今回質問に特別、間接的には関係ありますけど、直接関係ないんで、それで町民が気にしている図書館と消防庁舎、町民はこうやって照らし合わせて考えてますから、その光回線は一部の町民が望んでいるでしょうし、その他は一部の町民、現状はこの二つをはかりにかけている訳ですよ町民の皆さんはね、それで老朽化がポイントだとおっしゃいましたけども、両施設ですね、さて、どちらかを任期中にやるとしたら、今日の時点ですすよ町長、今日の時点でこちらが大事だろうなというのをお答えいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 残り4分です。

町長。

○町長（菊池一春君） 時間がないから、一つだけ、一つ二つ言っておきます。ドイツ型に私が正しくてこだわっているのはちょっと勘違いでないかと思います。ドイツ型というのは学生と研究者のための図書館ということですし、ヨーロッパ型というのは市民交流の場ですから、というところでは東京の町田や日野なんかの図書館はまさにヨーロッパ型の図書館になってきていると。しかし、私が言ったのは図書館としての機能を優先させなきゃいけないということです。それ以外の何物でもないということです。いいですね1点目。

それから、じゃ図書館と消防をはかりにかけてどっちやるんだということでは、一つは補助金の関係で言ったら、図書館は全くありません。昔のように社会教育施設整備補助金なんてない。だからまさに起債しかないですよ、過疎債しか。そして消防も今、緊防債や過疎債が一部適用になるという中で、投資額と今のうちの財政状況から比較して、そ

して町民のニーズをどのように優先させるかってことをして順番が決まるんじゃないかと。あるいはできないということもご理解いただかなきゃならないということです。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） 最後になると思います。今、町長が最後に言われた財源確保と町民のニーズをはかって、総合的に決めていくんだということ。全くそのとおり。そうしてほしいと思います。さて、その町民のニーズをとという点では今後どのようにですね、ニーズってことは事業決まる前ってことですからね、その前段でどのように町民の希望だとか意見を把握するのか、この1点だけ、町長、最後にお答えいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） これはご理解いただかなきゃならないんですけど、図書館と消防庁舎どっちやりますかって、どんな図書館いいですか、どんな消防がいいですかなんていう提案の仕方は私はねおかしいと思うんですよ、ある意味では町の考え方を示した上で、そしてこういうふうなことの両方のやるか、あるいは片方だと、やるとすればこの規模でしかやれませんとかってことも含めたね、具体的な提案をしないとね、議論にならないと思うんですよ、ですから、まだ何にもまだ決まっていないことをね、町民に今すぐ諮ることはできないと言ったのはそういうことです。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

1分です。

○7番（山田日出夫君） おっしゃるとおりであります。そんな無責任な行政の意見の聞き方はできない。それはそのとおり。だから先ほども言ったように、一定の時期にきて、姿が見えだした時に町民の意見を聞くということでもありますから、ぜひそのようにやっていただきたいと思います。やはり町民が主役だとか、町民参加のという冠をつけた行政を目指している訳ですから、ぜひそのように原案を示しながら意見を聞いていただきたい。何かありましたら短い時間ですけど、お答えいただきたいと思いますし、なければ結構です。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 山田議員は行政のことをもう100%以上知っている方ですから、あえて詳しくは言いませんけども、行政は生きています。流れています。で、同時に財政上や期限やいろんな状況の中で選択をしていかなきゃならないことが出てきます。その時には私は設計費やいろんなこと含めてですね、臨時議会もやぶさかではないということも考えられます。これは運用上、お許しをいただかなきゃなりませんけども、できるだけ町民の理解を得る。そして選択をしていくということを議会の皆さんにも提案していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（須河 徹君） 7番、山田日出夫君の質問が終わりました。

ここで午後2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時10分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、6番、西森信夫君の発言を許します。

西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 6番、西森です。通告書により一般質問を行います。

バイオマス発電について、町長にお伺いをいたします。

町内の畜産・酪農家からの声で、バイオマス発電についての要望がありました。

個人での取り組みはなかなか大変で、特に資金面での調達に苦慮するとのことでした。また、酪農業も規模拡大化が進み、本町でも100頭、150頭と飼育頭数増の一途をたどっています。

そこで、次の点につき伺います。

一つ、取り組みへの要望はどれくらいあるのかお伺いをいたします。

二つ目、バイオマス発電について将来に向け町が計画していることはあるのかどうかお伺いをいたします。

三つ目、畜産業・酪農家の今後の糞尿処理の見通しと取り組みはどうなっているのかお伺いをいたします。

4点目、バイオマス発電による電力充足率はどのくらいになり、その効果はどのぐらいなものかをお伺いをいたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「バイオマス発電」について、4点のお尋ねをいただきましたのでお答えをさせていただきます。

まず1点目です。「取り組みへの要望はどれくらいあるのか」とのお尋ねがございました。

バイオマス発電は、動植物などから生まれた生産資源を直接燃焼したり、ガス化にするなどして発電するもので、本町では家畜糞尿などが資源として想定されています。本町の酪農家は計画生産に基づき生乳生産を行っておりますが、高齢化や労働力不足および後継者不足による戸数減少の中で計画目標を達成していかねばならず、規模拡大や多頭化を志向する酪農家にとって、排出量が増大する家畜糞尿をいかに処理するかが問題となってきます。

現在、バイオマス発電や家畜糞尿の処理に関して相談を受けている件数は3件程度ですが、今後も規模拡大が進むことが想定されることから、本町として重要な課題であると認識しているところです。

2点目に「バイオマス発電について将来に向け町が計画していることはあるのか」とのお尋ねがございました。

本町の総合計画では、家畜糞尿の適正処理のため、環境対策の推進を掲げておりますが、発生する家畜糞尿の処理は、個々の酪農家で対応するという考え方が基本でございます。

しかし、その一方で、多頭化する飼養形態においてフリーストール牛舎からの家畜糞尿を堆肥化し、有効利用することが難しい側面も理解しております。

バイオマス発電について将来に向け町が計画していることは現時点ではありませんが、今後において、酪農家の方々や農協、普及センター等の関係機関と連携しながら、家畜糞尿処理問題全般に関しての情報収集に努め、本町単独だけではなく広域的処理を視野にさまざまな検討を進めなければならないと考えておりますので、ご理解願います。

3点目に「畜産業・酪農家の今後の糞尿処理の見通しと取り組みは」とのお尋ねがござ



いました。

1点目の答弁でも申し上げましたとおり、生乳の計画生産のため、酪農家の規模拡大は今後も進むものと見通しておりますし、それには牛舎整備等の設備投資も伴うことから、大規模酪農家と中小酪農家に二極化していくことが予測されます。

また、本町の酪農家は畑作農家との間で堆肥と<sup>ぼっかん</sup>麦稈を交換する耕畜連携の関係が根付いており、持続型農業の推進のためにその連携を妨げることはならないと考えております。

一方で、酪農家は平成16年の「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の本格施行を経て、家畜排せつ物の発生量などの年間記録を残すことが義務付けられ、同法の管理基準を遵守しているところです。

今後も基本的には個々で家畜糞尿を適正管理し効率利用に努めていただくこととなりますが、近年の規模拡大により堆肥舎や尿溜の貯留能力不足等が生じているところには、行政と農協連携の上、何らかの検討が必要と考えておりますのでご理解願います。

4点目に「バイオマス発電による電力充足率ほどのくらいになり、その効果は」とのお尋ねがございました。

個人で整備した酪農家では、バイオマス発電により営農における消費電力をほぼ賄うことができ、売電までを行っている事例もあると伺っておりますが、電力充足率に関しては、発電に用いる家畜糞尿の量がどの程度なのか、電力をどれだけ供給するかによって異なってくるため、明確な回答はできかねます。

導入効果としては、糞尿のリサイクルにつながることはもちろんのこと、糞尿の臭気を抑える効果や水質汚染の防止、地球温暖化ガスの削減効果などが挙げられます。

以上、お尋ねのありました4点につきまして、お答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） ただいま、町長の方から回答をいただきましたが、何点か再質問させていただきたいと思っております。

まずバイオマスについてですが、バイオマスとはなんぞやというくだりで説明をいただきましたが、バイオ、非常にバイオというのは普段よく使われているんですが、ただ、ここにあるように、動植物などから生まれた生産資材ってありますが、単純にそれだけではないような気がします。もう一度、バイオとはなんぞやという定義をひとつ教えていただきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 農林商工課業務監。

○農林商工課業務監（大里孝生君） それではご質問のありましたバイオの定義ということで、バイオマスというものの分類というものが大きく三つに分かれます。乾燥しているもの、乾燥系と申します。そういったものが具体的にどういったものか細かく説明差し上げると、乾燥系の本質系、間伐材とか林地残材とかそういったものが一つ挙げられます。農業畜産水産系で農業残渣、玉ネギの皮ですとか、豆殻ですとか、この中に家畜排せつ物も含まれてきます。で、乾燥系の中の農業からちょっと遠ざかりますけども、もう一つの分野として建築廃材系、そういったものに分かれます。あとは湿潤系っていうものがありまして、湿潤系の大きなものとして食品加工から出る、工場からの廃棄物ということで、読んで字のごとく、液体とか湿気があるものと。そういったものが挙げられます。あとそ

の他、製紙工場から出るセルロースとか、そういった紙にする時の廃棄物とか、そういったものが挙げられます。またビート工場とかからも砂糖にする行程の中で廃棄物とか出ますし、そういったものもその他ということで分類されます。

以上です。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） ただいまの説明非常にわかりやすいと思いますが、俗に言う石油など化学製品を除いた残渣類、自然エネルギーというふうに考えてよろしいですか。

○議長（須河 徹君） 農林商工課業務監。

○農林商工課業務監（大里孝生君） そのとおりでありまして、今、私が説明差し上げたものは、元々光合成をしながら二酸化炭素を吸収しているという概念で、それをエネルギー源として燃やしても二酸化炭素を発生しないという京都議定書の考え方に定義されて、そういったバイオマスの考え方がきております。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） そのバイオを使って発電をしたいと。これは牛屋さんからの切なる願いなんです、回答にありましたように、それじゃ何件、訓子府町でそういう要望があるんだということを知りたかった訳ですが、回答書にありますように、相談を受けているのが3件程度だと。現在、町内には39戸の酪農家がいると思います。そのうちの3件というのは、非常に確率からいって少ないんですが、それでも3件というのは非常に大きな牛屋さん、規模が大きな牛屋さんではないかと思うんですが、これいかがですか。

○議長（須河 徹君） 農林商工課業務監。

○農林商工課業務監（大里孝生君） 3件の内訳を申し上げますと、バイオマスを個人でやるべきかどうか考えて、その辺が迷っているんだというようなことで相談に来られた方が1件、あとは大規模化に伴って、家畜糞尿の処理に最近悩んでますと。そういった部分で行政とか農協から今後情報提供をいただきたいと。そういつていろいろと考えていきたいというような相談を受けているのが2件ということになっております。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 中身は3件のうちの中身はわかりました。非常にバイオマスっていうのは聞き慣れないし、牛屋さんにとっては、これ当然、毎日のことだから、将来的にはバイオマスなんかやってほしいと。発電までいなくても処理に関しては、もうバイオで何とか処理をしていきたい。将来的にはしていきたいという要望があるようです。それで本町も以前には本町酪農家と職員と後継者たちとで興部町、先進地の興部町のバイオマスを視察したと聞いてはおりますが、その結果がもしわかれば教えていただきたい。

○議長（須河 徹君） 農林商工課業務監。

○農林商工課業務監（大里孝生君） 興部町に行った時の話はちょっと私の方では残念ながら持ち合わせておりません。ただし、他にうちの職員ときたみらいの酪農家の方々と最近行った話をちょっとさせていただきますと、鹿追ですね、鹿追の集約型のバイオマス発電をやっておりまして、そちらに平成30年度に視察に行っております。また平成27年度には一番この中では規模が大きいと思いますけども、別海町の、これも集約型ですけども、バイオマスの発電センターに行って視察研修をしてきているというような情報を私の方では持っております。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 視察に行ったというのはわかるんですが、中身を聞いたかったんですが、各、鹿追においても別海においても非常に酪農の本業地帯なんですね、ここね、訓子府町は酪農、本業地帯では決してありません、耕種の方が圧倒的に多い地域であって、ただ、訓子府町の地形、皆さん当然わかっておられると思いますが、常呂川を挟んで南側は非常に山手の傾斜地の酪農には向いている。耕種農家には向いてないような地域があります。ただ、南部地区だけが牛屋さんがいるのかというと、そうでなくて、やっぱり各部落に昔から酪農家は点在してまして、今でも点在してまして、4代目、5代目と、牛屋がいいんだと。酪農がいいんだということで、営々というふう続いている現状にあります。ただ、やっぱり毎日の、先ほど説明もありましたように、毎日の糞尿の排出ということを見ると耕種農家との<sup>ぼっかん</sup>麦稈との交換ということも今行われている訳ですが、将来的には非常にこれが続くのかなという不安があります。やはり酪農においても耕種農家においても人が足りない、人手が足りない。で、一家の中で働くのは、そこのご主人一人だと。奥さんはどこか勤めに出ていると。で、年寄りが働けないという現状がもう目の前に見えています。夫婦共々やっているという農家はまだ現在8割、9割いますが、やっぱり何年かすると息子たちに経営移譲をする。そうなってくると、息子たちのお嫁さんたちはほとんど酪農にはまず14、5年は携われない。子育てに専念するという状況になって、畜産業、特に畜産業は糞尿の処理はもう自分たちではできないわ、そして餌の処理はTMRにまかせて、餌は土地は貸してTMRから賃料をもらって餌は買うと。TMRから買う。糞尿は将来的にはバイオで処理すると。やっぱりこう尿と糞を一緒にしてタンクに流し込んで、そこでバイオ発電、発生させた電力で自分のところの牛舎の電力を賄い、さらに余ったものは北電あたりに売電するという流れがこれからこようかと思います。その点についてのご見解がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 農林商工課業務監。

○農林商工課業務監（大里孝生君） 先ほどの視察の説明が至らなかったもので、その辺を補足させながら説明していきたいと思います。鹿追町については全部の酪農家が参加している訳じゃなくて、鹿追は集約型のバイオマスプラントなんですけども、ごく一部、街場の酪農家の家畜糞尿処理に困って、そういったバイオマスのプラントを作っています。それに対して別海町はほぼ大体全ての酪農家が参加するような形のバイオマスプラントを作っております。中でもバイオマスの発電をするにあたって、フリーストールから出る水分量の多い家畜糞尿がどれだけ出るかというのが一つのポイントになってきまして、それを発酵させて熱と電気というような形でエネルギーをとっていく訳ですけども、訓子府の現状を申し上げますと、先ほど39戸、酪農家いらっしゃるということでも言われてましたけども、その中で今、フリーストールでそういった状態の糞尿が出てくるのが8軒いらっしゃいます。だからその方たちは糞尿の処理に各自困われている部分もあるし、個別で今のところはやられているというような形でいらっしゃるんですけども、そういった部分で8軒でどれぐらいのバイオマスになるのかというようなところが施設と発電量と、あと集約型で考えるならば、毎日とはいいいませんが、それを定期的に集めてプラントに入れてやってガス化させなきゃなんないっていう過程を踏まなきゃなんないんです。だからそういった部分の運搬コストとかの試算をした上で、そういったものを慎重に考えていかなければ

ればなりませんし、39戸の8戸はそういったフリーストールなんですけども、それ以外は普通のつなぎでね、つなぎで牛をつないで、スタンションといいますけども、スタンション牛舎で飼っています。だからそちらの方は敷きわらが十分に牛のベットにありまして、それと混ざった状態で糞尿が出てきますんで、そちらは堆肥化するというような形で、その辺の分けて考えるというような形で、先ほど町長の答弁にもありましたけども、規模はみんなそれぞれ増えていくとは思いますが、大規模でフリーストール化はしていく酪農家、何とかスタンションでも増頭、増頭でわずかに増頭していった今の堆肥化の形態で進む酪農家、そういった方々のちょっと動向を踏まえないと、一概にそれをというような形にもならないかと思えます。先ほど議員の質問の冒頭にもありましたように、個別でそれを整備するとなれば、かなりのコストがかかります。単純にすぐ黒字になるとかいうようなものではありませんので、個別でも今のところ国の補助事業とかもちろんありますけども、そういったものを活用しながら、個別でいくのか集約型を検討するののかということも関係機関で今後とも検討しなければならないと考えております。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） ただいま課長の方から業務監の方からフリーストールが8戸でスタンション、つなぎの牛屋さんが31戸ぐらいだと。当然、スタンションでつないでいる牛屋さんの堆肥というのは耕種農家と麦稈との交換ということが現在行われている訳ですが、将来的にはやはり麦稈を集めて持ってきて、それを格納庫に入れて、それを敷いてという、非常に手間がなくなる、将来的には。それでフリーストールスタイルの牛舎になっていくだろうというふうに、これ5年後、10年後にはなっていくと思えます。それまで私は生きていますけども、わかりませんが、多分なると思えます。そうすると、そうなった時に非常に今言われた経費ですね、個人で自分でそれじゃバイオマス発電、バイオやるかとなっても、訓子府で1戸、バイオやっている酪農家、大きいところあるんですが、その当時に2億円ぐらいかかったそうです。ただ、今、バイオ事業をやるとしたら、個人でやるとしたら4億円ぐらいかかるそうです。倍ぐらいね。とてもじゃないが個人ではまずこの事業は無理だと。やはりこれはJAとやっぱり生産者と行政が三位一体でやらないとこの事業はできないんだというのが牛屋さんのやってほしいという方々の本音であります。ぜひこれ今すぐは当然こう無理な話で、将来的、3年後、5年後ぐらいにやっぴりまず考えてくれる。土俵に立たないとまず駄目なことであって、それから一つ非常に心配になるのが北電の送電量のフィットの問題なんですけど、それ仮に、バイオ発電するとしたら、そういう容量は訓子府の場合、十分にあるのかどうかもひとつ聞きたいと思えます。

○議長（須河 徹君） 農林商工課業務監。

○農林商工課業務監（大里孝生君） お二つほど質問あったかと思えますけど、それに関して回答いたします。

まず、今、最後に質問のあったフィットの関係なんですけど、現行のところバイオマスのこの家畜糞尿由来の発電の買い取り価格というのは1kw39円ということで、ご存じかと思えますけども、そういったことでやっております。国の固定買取制度の概念として、電力会社が一定期間の間そういった発電のコストがかなりかかるようなものをどんどん発電の手法の多様化というの求めてますんで、それがある程度、どんどんどんどん出てくるまで一定期間は買取するよっていうもので、風力とか太陽とか、そういうような

ことで単価を別立てにしてやっております。ただし、その固定買取制度の財源というのは我々の電気料の負担からなっているものでありまして、今の国のホームページとかで拝見しますと、いずれはそういうコストの目途が立ったならば、そういった部分から脱却したいというような国の表現がみてとれるかと思えます。だからその辺ちょっと今後において不明確な部分が、この部分にあるというのと、もう一つあった訓子府の容量はというところまでは残念ながらちょっとこちらとしては情報を持ち合わせておりません。ただし、今、バイオマス発電をやっている方々の話を聞くと、全量売るとか、全量までは売らないとか細かな制限とか電力会社との接続の間である程度事前の協議をやらなければいけないということになっていまして、全部発電したから全部買い取るというような中身には、ちょっと今後なってはこないのかなということで認識しております。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 非常に説明でわかりましたが、なかなかこうやりたいといっても簡単に国がこの事業を認めてくれるかというのが、まずとっかかりの問題だと思います。それからやるとしても事業採択を受けるためには、地方公共団体、それからJA、生産者の団体あたりがやっぱり固まって要請を上げないと個人でなかなか個人での補助事業もあるんですが、規模がある程度何人か固まって大きな規模にしたいというバイオ発電を考える時には行政を中心としてやっぱり固まっていかなきゃならんということなんで、これは将来的に向かって本町の行政がバイオ発電に向けて取り組むか取り組まないかということになってこようかと思えます。そこら辺の考え方を聞きたいと思えます。

○議長（須河 徹君） 農林商工課業務監。

○農林商工課業務監（大里孝生君） 取り組むか取り組まないかについて、本日この場でちょっと明言することはできません。それはちょっとご理解いただきたいと思えます。あとちょっと補足なんですけども、我々がそういった先進地視察をしている時に重要な課題がありまして、今のところ酪農家の認識としては、家畜の糞とか尿とかは貴重な資源として売れるものだというようなことの認識の方が多いのかなと思っております。ただし先ほど議員が言われたようなバイオマス発電をやっていくというようなことになっていって、どんどんどんどん人手も足りないよというようなことになってくれば、そういった糞尿を実際鹿追とかではそうなんですけども、糞尿の処理料として逆に酪農家から手数料をいただきながら、その施設を賄っていかなければならないと。そういった運用をされている訳です。だからそういった酪農家の方の考え方をいろんな部分で合意形成を図らなければ、なかなかちょっと難しいのではないかと思っております。だから基本的に最初の答弁にありましたように、管理は個別にちょっとやっただけなんですけども、段々段々そういった問題が出てこいば、もちろん我々も今も検討を進めているところですし、そういった形でバイオマス発電の可能性として検討していきたいと思えます。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） これバイオマス発電、最終的には発電までもっていきたい訳ですが、とりあえずは毎日発生する堆きゅう肥、糞尿処理の問題、これが1日も待てない状況にあります。なぜかという大雨が来て、あんま今、堆肥舎は整備されています。コンクリートでね、屋根もついて、ところが飼育頭数が増えてすぐ堆肥舎を増築する訳にもなかなかいかない状況にあります。そんな中で大雨が降ると、訓子府を水源とする北見市あた

りが上水をとっている訳ですね、そうすると、こういう文章が生産者に流れますね、うちにも来た訳ですが、家畜糞尿および畑に持ち込まれる未完熟堆肥からの液汁の河川流出防止について。これは訓子府町JAきたみらい訓子府事務所がこう出したものです。これがやっぱり雨降ったり台風が来たりすると、液汁が流れ込む、だからやっぱり毎日処理しなきゃならん酪農家はその堆肥、それから糞尿をタンクにためて、やっぱりこう省力化して手掛からないようにして、やっぱりタンクに放り込む、そして最終的にはそこから出たバイオガスで発電に持っていきたいと。で、余った残渣については畑にスラリーあたりで還元していくと。将来的にはそういうふうにもっていきたくないと。で、すぐ売るとか何とかという話でなくて、今のところは残渣の処理なんだということで、個人では無理なんで何とか行政一体になって考えてほしいという要望がありましたので、町側に要望としてお伝えをしておきたいと思います。何かありましたら、町長からひと言お願いをしたいと思えます。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 非常に現状を把握された質問をいただきました。酪農がTPP等々含めて非常に厳しい状況だと。今、生乳の価格等が大変安定的にこの1、2年推移していますから、いいといたしましても、いずれにしても多頭化の時代に入ってきたと。すなわちフリーストール等含めて、畜産クラスターで2分の1の補助をもらって、今まで60頭ですませていた牛を120頭にして、そしてロボット化する。そして2極というよりも親夫婦と子ども夫婦がそれぞれの牛群を管理していくという状況がやっぱり出てきている。それと一方ではやっぱり地域農業とか家族農業でいっている酪農家の支援をどうしていくのかというのも大きな課題として上がっているところです。そしてJAきたみらいと行政が一緒になってですね、地域の懇談会、全実践会の懇談会、最近やりましたね、加藤マネージャーとうちの大里業務監が中心になってやった。その中で出てきてる声はやっぱりコントラクターなんですよ、餌や何かは全部行政なり農協でやってくれと。そして基本には搾り専業で酪農家はこれからやりたいんだという意見が圧倒的に多い。こういうこともですね、この間、農水省の生産局で私話しましたよ。それから小規模酪農家に対する支援も使い勝手のいい支援もこれからどんどんしていかなきゃいけない。といいながら経産省も行ってきました。今、出ていた大里業務監から出ていた別海、それから鹿追、それにここで言ったら西興部、興部も含めて経産省の政務官とも話してきました。やっぱり売電の関係でいったらやっぱり非常に厳しいものがあるって、どうも北電と生産者の電力がうまくいかないという問題もやっぱりある。それから先般デンマークにも行ってきましたが、やっぱり規模が違い過ぎるといえるか、国の考え方が非常にやっぱり積極的だということも含めていくと、なかなか今の状況ではバイオマスをやりながらですね、熱効率の低い牛の糞尿だけではどうなのか、生ごみは、西興部あたりは生ごみなんかも入れてますね、そうすると、うちの堆肥の形態も家庭から出る生ごみも含めた電気バイオマス化ということを改めてまた5年後先、10年後先を見通しながらやっていかなきゃならないだろうと。

それと1戸では無理だと私は思っています。で、やっぱり10戸以上の固まらないと、やっぱり西興部なんか10戸以上だったと思いますけども、それにしてもやっぱり1億や2億の金ではないということになりますから、当然、行政はもちろんですけど、農協や国の熱い支援がなきゃ駄目だと。とりわけ今、定住圏構想の中で1市4町が共同してやれ

ることではないのかという話をしています。その中に私はやっぱりバイオマスの問題について広域的な課題として取り上げる必要があるんでないかという提案をもうしていますし、これからもしていかなくちゃならないだろうと思う。それからやっぱり農協は知らない顔できないでしょうと。これ畜産、酪農家の深刻な問題だというふうに考えていくと、農福連携もさることながら、こういったバイオマスの問題も生産組合、あるいは農協等、我々行政も含めてですね、議員がご指摘のとおり今後の大切な課題としてですね、検討、前へ進めていかなくちゃならない状況だということで、私も認識しておりますし、これからもまたさらに具体化に向けて努力していきたいというふうに思いますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） それでは質問を変えていきたいと思います。

コミュニティバスを走らせる考えは。これ町長にお伺いをしたいと思います。

本町の政策の中で、ハイヤー券・バス券の交付は住民に生活の安心と安全をもたらし、ライフラインの中で一定の満足感につながっています。

お年寄りが病院への通院、買い物、ゲートボール、パークゴルフ、老人会への参加など出かける足として大変重要な生活でのツールとして定着しているところです。しかし近い将来、団塊の世代が70歳を迎える時期が迫っています。そこで次の点についてお伺いをいたします。

一つ、現在のハイヤー券、バス券の利用状況は。

二つ、ハイヤー券発行に対して車（配車）は十分足りているか。

三つ、団塊世代の高齢化に伴う免許返納が増えるため、それを見越してバスを走らせる考えは。

四つ、NPO法人化を視野に入れて小回りのきくコミュニティバス運行の考えはないか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「コミュニティバスを走らせる考え」について、4点のお尋ねがありましたので、お答えをします。

1点目に「現在のハイヤー券、バス券の利用状況」についてお尋ねがございました。

高齢者ハイヤー利用サービス事業および路線バス高齢者利用支援事業はいずれも75歳以上の方を対象にした事業ですが、11月末日現在のそれぞれの事業の登録者数は、高齢者ハイヤー利用サービス事業が558人、内男性が213人、女性が345人。

路線バス高齢者利用支援事業の登録者数は、448人、内男性169人、女性279人となっております。

登録された方内、実際に利用された方の1人当たりの年間平均利用回数ですが、平成30年度の実績はハイヤーが305人で平均2.3回、バスは216人で平均1.7回でございました。

2点目に「ハイヤー券発行に対して車の配車は十分足りているのか」とお尋ねがありました。

ハイヤー券の利用とハイヤーの配車の状況の関係を直接結びつけた調査は実施しておりませんが、ハイヤー会社に車の配車の状況について確認したところ、全体的に配車が不足している状況にはないものの、移送サービスの利用などで北見へ病院に行く方が複数出た

場合、30分から40分間程度の待ち時間が週当たり4件程度発生していることを確認いたしました。

なお、傾向としましては、月の前半の午前中から13時頃にそういった待ち時間が発生する傾向にあることでしたが、一方で、その他の時間帯につきましては比較的ハイヤーを待つ時間は少なく、車の稼働状況には、時期や時間帯によってバラツキがあるようでございます。

次に、3点目に「団塊世代の高齢化に伴う免許返納が増えるため、それを見越してバスを走らせる考え」と4点目に「NPO法人化を視野に入れた小回りのきくコミュニティバス運行の考え」についてのお尋ねがございました。

それぞれ関係のあるご質問でございますので、3点目と4点目のご質問を合わせて回答させていただきます。

ご指摘のとおり、団塊の世代が70歳代を迎え、今後、免許を返納する方が増える可能性がございます。

このことに伴いまして、現在以上に利用者数の増加ならびに利用内容に関して新たなニーズが出てくることも予想されます。

また、高齢者の交通事故は全国的な問題となっており、安全で安心な社会の実現のためにも、高齢者の移動手段の確保はますます重要となってくると思われます。

町としましては、安心して訓子府町に住み続けるためには、高齢者の移動手段の確保は重要な要素であると認識しております。

そういった観点から、機会を捉えながら高齢者の移動に関するニーズの把握に努め、国の機関や交通事業関連事業者などとも連携し、バス等を運行する実施主体、また、その内容や導入のタイミングのほか、既存の地方公共交通のあり方なども含め総合的に考慮し、どのような仕組みが訓子府町として最適であるのか将来に備え研究してまいりたいと思っております。

以上、お尋ねのありました4点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 説明いただきましたが、2、3点再質問させていただきたいと思っております。

タクシー券、バス券の充実で一定の住民サービスが定着しているということで非常にここに男性の数、女性の数、それからいろいろバスの数字も示されております。非常に利用が多いな、非常にこう住民には行き届いたサービスがなされているなど非常に思います。そこでこういう質問をするというのは、時期尚早だ、今も軌道に乗っているのに何でそういう話をするんだということかと思いますが、やはり団塊の世代がもう目の前にきて免許返納が控えております。私もそうですし、ここに何名かいるかと思いますが、まず、転ばぬ先の杖ではないですが、やっぱり運転できなくなった人たちが増えてタクシー、タクシーといっても5台も10台も本町にタクシーがある訳ではありません。やっぱり何台かしかない。そのタクシーを使って一斉に月曜、火曜にはみんな病院に行きたい。で、バスは不便だと。タクシーで行きたいと。こうなると、町内は一定の料金で走れるが、北見まではなかなか行けないと。だから家族に送ってくれって言ったら、そんなもの送る暇なんか



ないと若い者に言われたというのが現状です。非常にこの1年後、2年後に向けて、そういう状況が来るということについて、どのような考えを持っているかお聞きしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 現状のタクシーだけでは将来的に数が足りなくなつて北見に行くのが不便になってくるのではないかということを見越しても対応ということの質問だと思いますけれども、まず現状ではですね、答弁先ほどしたとおり全体としてはまだ間に合っているところがございますが、北見までこれから延ばしていくとなるとまず今のタクシー業者ですね、町内に一つしかないタクシー業者の営業に与える影響とかも考えていかななくてはなりませんし、またバス、高齢者バスをつくった理由としましては、バスの利用促進も兼ねて、北見バスの営業利益に少しでも貢献できることと高齢者の利便性の向上と二つを狙ったものでございます。ですので、高齢者の利便性ということであれば、そういった考え方もあるのかもしれませんが、一方では公共交通機関の期間的な北見バスの路線バスに与える影響もまた考えては行かなくてはいけないと言ったこともありますので、総合的に慎重にですね、今ある資源をどうやって使いながら民間のサービスの資源を使いながらどうやって組み立てていくのかということをしてですね、将来に向けて少しずつ検討していきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 少しずつ検討していくうちに団塊の世代が年になってくるとというのが目の前なんです。それで北海道、日本全国をみられるんですが、コミュニティバスがどうなっているのかを調べましたところ、北海道内でコミュニティバス等リストというのがありまして、これインターネットなんですが、これはアンケート調査と市町村ウェブサイト上の調査なんですが、そのうちの北海道の中の34の市、それから町村にしましては144の市と村がリストに載っております。それでこのリストの中でコミュニティバス等をやっていないところ、全くやってませんよというところが市にしてみれば札幌市とか小樽市とか大きい市を中心に、小さい市もあるんですが、14の市がコミュニティバスをやっていないと。町村においては45の町村がやってないと。コミュニティバスをやっていない。あとの139の町村はやっていると。コミュニティバスをやっているということです。網走管内を例にとると、この近隣、訓子府町、置戸町はやってないんですが、やっている市が網走管内では二つの市、北見市と網走市がやっている。それからやってない市が紋別市と。それからやっている町村では9町村がやっていますと。やっていない町村としては5町村あるということになります。それでなぜ、やっているとことやっていないところがこんなにはっきりこう分かれるのかなということ、今うちでいえばタクシー券の補助とバス券の補助をやっているから、今のところはいいよということ。他のやっていないところをみると、いろいろ事情はあるんですが、うちの町はそうなんです。ただ、これだけやっぱ北海道をみても圧倒的に半数以上の市町村がコミュニティバスを取り入れているということに対して、本町でも考えるべきではないかなと思っております、その辺の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 今、全道的な状況述べていただきましたけれども、例えば

ですね、北見市ですと「わっか」というバスあるんですけども、この運営している経過としましては、元々あった路線バスが乗車数が少なくてですね、廃線の検討をされてた経過がありまして、特に若松方面なんですけれども、あそこはいろいろレジャー施設なんかもありますので、その一般の方の利用も考えるとすぐに廃線にできないのではないかといい検討があつてですね、コミュニティバスに切り替えたといった経過があるそうです。それと加えてですね、その郊外、その付近の郊外もデマンドで受けるといったサービスに拡大したといった経過があるそうです。ですので、近隣の北見市にするとそういった、元々ある既定のバスをコミュニティバスに振り替えていったというような経過があります。それと陸別と置戸さんもですね、最近はじめたそうですけれども、こちらについてもですね、今まで置戸さんは病院に運ぶバスがあつたのが一般にも拡大していったということで、それぞれの町で経過があつて今の形態になっていると思います。うちの場合は先ほどおっしゃられたとおり高齢者ハイヤーサービスがありますので、今やっているということでございます。それで足してさらにということであれば、それもですね、今後とても今の体制では間に合わないということも含めてですね、タクシー業者の方ともよく話し合つてですね、どういった形が訓子府町として一番いいのかということをご丁寧にご説明をお願いします。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 北海道だけでなく日本全国をみてもみると、コミュニティバス非常に地域の有志者というかも本当に非営利団体、NPO法人とか、そういう、このままでは地域に人がいなくなってしまうようなところは、一線をリタイヤした人たちが60代前半から70代ぐらいの車の乗れる方がコミュニティバスを使ってお年寄りの送迎をしているというのが各所にみられます。非常にそれも事故があつたり補償はどうするんだとか問題を抱えているようです。非常に問題はありますが、各、やっぱり日本全国でいろんな取り組みでコミュニティバスを走らせているという中では、やっぱり本町もいつまで北見バスが動いてくれるのか、子どもたちが極端に減つて、それから路線バスの数が減る、それから住民が減つたら、さらにバスの便が減ると、こうなってくると、タクシーに頼らざるを得ない。業者も儲けの出ないところはあまりタクシーの台数も置かないって、これが現状です。だから今のうちにやはり将来に向けて各市町村が取り組んでいるようなコミュニティバスの導入を視野に入れて検討すべき時期が来ているのではないかなと私は思いますがいかがですか。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） そうですね、コミュニティバス、NPOでやられているところもありますし、タクシー業者とかですね、そういった交通事業者が委託されてやられているところも、いろいろ形態はあります。NPOに関してはですね、本州の事例なんかを調べますと、茨城県のある市なんですけど、ちょっと担当者に聞きましたら、例えば社会福祉協議会の方で最初高齢者対策のバスを走らせたところ、みんなでその必要性を住民に説いて、その地区で誰かNPO法人を立ち上げてできませんかということで立ち上げた例もあるそうです。そういったことがうちの町でできるかどうかは別としまして、何かその実施主体ですね、どういった形がうちの町にとって合っているのか、そういったことも研究するのに時間がかかりますので、おっしゃられているとおりですね、今日言って明日

できる事業じゃありませんので、時間をかけてきちんと議論していきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 先ほど課長が言われたように北見市あたりもバスの便数が減って川東、若松地区あたりわかバス、コミュニティバスをこう走らせているんですが、非常にここにアンケート用紙も当然ついているんですが、誰でも利用できますよ、それから車いす1人で乗れるんですか、車両は何人乗りですか、非常にウェブサイトに載っているんですね、やっぱり住民にとってはバスなくなったらどうして街に出ようかなという時にこういうものが提示されれば、私の住んでいるところはこういうライフラインの安心感があるんだなということにつながってくるような気がします。だから今、タクシーが走っている、バスが走っているからいいんじゃないじゃなくて、将来的にもやっぱりそういう方策もあるんだというのを提示しながら行政というのはやるべきだと思いますが、最後に町長このコミュニティバスに関しての考えをお聞きしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） コミュニティバスは置戸も陸別もやっているようすし、いろんな経過があって、それぞれの町がそれぞれのシステムを作っているというところなんです。特にデマンドタクシーの話も何度かさせていただきましたけれども、デマンドバスなんてのも、特に合併のした県が多いですね、広島県とか新潟県とかですね、すなわち足の確保ができない。だから路線バスもないし、列車もないしということで、行政はやまなくコミュニティバスや、あるいはデマンドタクシー等を使ってやっているということでもあります。これは一概にうちの町も全国的にみたら多いからわかりましたすぐやりますなんてことにはならないだろうというふうには私は思います。一つは北見バスが存置するためには、やっぱり一定の乗客を確保していかなきゃならない。これは幹線ですから、今度バスを10台替えます。あらためてまた議会にも提案することになると思いますけれども、低床バスの提案をしています。すなわちお年寄りでも乗り勝手のいいようなバスを、その部分を陸別、訓子府、置戸町等含めてですね、5台分はこれから5年間かかって月賦でバス代を払っていくということも含めてバス、国の補助がいつまで続くかどうかはわかりませんので、幹線のバスをやっぱり維持していくということも乗客を確保するということが大事なことが1点です。ですから訓子府高校や北見の高校に通う子どもたちに乗車支援をしていくということもしながら乗車率を落とさないということでもあります。それからタクシーです。タクシーは2台を減らそうかっていう話まで一時いったことがあります。結局はコミュニティバス等々が走らすという、バスの乗車率が落ちてくるということになると、タクシーの台数の確保、運転手の確保もさることながら非常に厳しいんだと。我々は車いす対応のタクシーも用意してほしいと。タクシー会社にも要請した経緯があるんですけども、実際には乗る人がそんなにいないんだということでもあります。だから我々はバスもなくしちゃいけない、タクシーもなくすようなことがあってはいけない。置戸は今、置戸タクシー何台持っているかわかりませんが、今そんなことの検討の結果、タクシーサービスとバスサービスをやりました。もうものすごい喜ばれて、そしてもうとにかく利用者が多い、病院通院、カラオケ、買い物等々含めてですね、非常に私はきめ細かな施策の自慢してもいい政策だというふうに思っています。ですから、それでその期待に応じてバスが2台を3

台にしたと。運転手も確保してきたというのがうちの今の状況です。しかしこれで今のままでいいかということは、我々、団塊世代がこれから年取ってきた時にどうなんだってことになった時に、含めてですね、コミュニティバス、そして路線バス、そしてタクシーが共存できる方法、そして生活の高齢者が生活に不便を感じない状況をやっぱり確かなものをこれからも確保していくということには変わらないと思いますので、今後の検討課題とさせていただきます。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） よろしく願いをして、私からの質問を終わらせたいと思います。

○議長（須河 徹君） 6番、西森信夫君の質問が終わりました。

これにて一般質問を終了いたします。

#### ◎議案の訂正

○議長（須河 徹君） 本日の日程は全部終了しましたが、ここで昨日、提案理由の説明がありました一括議題のうち、議案第54号 令和元年度訓子府町水道事業会計補正予算（第1号）について、議案の訂正の申し入れがありますので、これを許し提案者からの説明を求めます。ページ15ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（原口周司君） それでは、昨日ご説明しました議案第54号 令和元年度訓子府町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、補正項目を追加しまして、誠に申し訳ありませんが、改めて提案理由の説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

当初、今回の補正につきましては、人件費不足分を増額補正するものでありましたが、今回提案されました一般会計の方の補正予算において、簡易水道起債にかかる部分が含まれておりましたことから、水道事業会計につきましても整合を図る意味で追加するものがありますので、よろしくお願いいたします。

それでは追加した項目の部分に絞って説明させていただきます。

第2条では、水道事業会計予算の第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するとしまして、収入では、第1款、水道事業収益の第2項、営業外収益を53万4千円増額に改めまして、水道事業収益の総額を1億7,913万3千円とするものがあります。支出の方では、第1款、水道事業費用の第1項、営業費用はそのままとしまして、第2項、営業外費用、11万9千円減額を追加しまして、水道事業費用の総額を1億5,150万4千円とするものです。

3条につきましては、そのままとしまして、第4条では、補正予定額を53万4千円増額に改めまして、総額を2,946万6千円とするものです。

次のページ、水道事業会計予算実施計画説明書になります。右の欄、説明欄をご覧ください。まず収入では、他会計補助金のうち、下の方になりますが、簡水起債利息7万円減を追加しております。

次に、支出の方ですが、下の2. 営業外費用、1. 支払利息の営業債利息11万9千円減を追加しております。これによりまして、19ページをご覧くださいんですが、キャッシュ・フロー計算書になります。今回事業にかかる費用が増加することから、上段の

当年度純利益が44万2千円減少となりまして、2,247万6千円となり、結果としまして、下から3段目のIV資金増加額が2,502万5千円となっております。

以上、令和元年度訓子府町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 議案第54号の議案訂正の説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（須河 徹君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

明日も午前9時30分から開会いたします。ご参集よろしくお願いいたします。

ご苦勞さまでした。

閉会 午後 3時 9分